

# 富士市ごみ処理基本計画 2015-2024

平成 27 年 4 月

富 士 市



# 目次

富士市ごみ処理基本計画 <sup>※用語集</sup> の改定について	1
<b>§ 1 構想編</b>	2
I 基本理念	2
II 基本方針	3
III 計画期間と目標設定方針	4
IV 計画課題	5
V 計画を進めるに当たって	5
VI 前基本計画の概要と実施状況	7
1. 前基本計画の概要	7
(1) 目標	7
(2) 主な計画内容	7
2. 前基本計画の実施状況	8
(1) 目標値の達成状況	8
(2) 計画の実施状況	8
<b>§ 2 計画編</b>	10
第1章 地域の概要	10
第2章 現状と課題	14
第1節 ごみ処理の現状把握	14
1. 廃棄物関連法規の体系と本計画との関係	14
2. ごみ処理事業の経緯	16
3. ごみ処理の流れ	17
4. ごみ処理の方法	18
5. ごみ排出量及び再資源化の実績	19
(1) 一般廃棄物総量	19
(2) 資源化量	20
6. ごみ処理の実績・状況（収集運搬、中間処理、最終処分）	21
(1) 収集方法の区分	21
(2) ごみ処理の実績	22
7. 適正処理困難物の取扱	24
8. ごみ質調査結果	24
9. 広報・啓発、実施事業の現状	25
(1) ダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん Neo」を使った出前講座	25
(2) ごみ分別かるたの貸し出し	25
(3) ごみ減量・ポイ捨て禁止ポスターの募集及び紹介	26
(4) スマートショップの募集及び紹介	26
(5) ごみ分別アプリ「きみもごみ減らし隊」の提供	27

(6) ごみへらしタイムズの発行 .....	28
(7) ごみマイスター制度 .....	28
(8) 生ごみ処理機器購入費補助制度 .....	28
(9) 富士市地域生ごみ処理モデル事業 .....	29
(10) 富士市オリジナルダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん Neo」事業 .....	29
(11) 生ごみ堆肥化推進運動 .....	30
(12) 衣類等拠点回収事業 .....	30
(13) 廃食用油拠点回収事業 .....	31
(14) 協働型古紙回収事業 .....	32
(15) 不法投棄対策 .....	33
第2節 ごみ量の予測 .....	34
1. 将来推計の方法 .....	34
2. 将来推計の結果（現状推移の場合） .....	35
第3節 発生・排出抑制・再資源化の課題 .....	41
1. 排出抑制・再生利用の啓発、住民への協力要請に関する課題 .....	41
2. 生ごみ減量に関する課題 .....	41
3. 事業系ごみの減量に関する課題 .....	42
4. その他発生抑制・再使用・再資源化施策に関する課題 .....	42
5. ごみ収集に関する課題 .....	43
6. 中間処理に関する課題 .....	43
7. 最終処分に関する課題 .....	43
第4節 市民の意識 .....	44
1. 調査概要 .....	44
2. 調査結果の概要 .....	44
第3章 基本計画 .....	52
第1節 計画の目標 .....	52
1. 目標の設定方針 .....	52
2. 目標値 .....	53
(1) 全体目標値 .....	53
(2) 国、静岡県 of 減量目標設定状況と本市の役割 .....	56
(3) 資源物の回収量増加について .....	57
3. 市民と事業者の責務 .....	58
(1) 市民の責務 .....	58
(2) 事業者の責務 .....	59
第2節 計画の体系 .....	60
第3節 個別計画 .....	62
1. 発生・排出抑制計画 .....	62
2. 収集運搬計画 .....	66

3. 再資源化計画.....	66
4. 中間処理計画.....	67
5. 最終処分計画.....	68
6. 計画推進・進行管理計画.....	68
第4節 スケジュール.....	69

**§3 資料編**..... 卷末

- ・富士市 ごみ量等推計結果
- ・フジスマートプラン21の評価と今後の方針について
- ・「富士市ごみ処理基本計画 2015-2024 素案」に対する諮問書及び答申書
- ・第6期富士市廃棄物減量化等推進審議会 委員名簿
- ・用語集



## 富士市ごみ処理基本計画<sup>※用語集</sup>の改定について

高度成長期以降の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方を見直し、資源循環型社会<sup>※用語集</sup>への転換を図るため、国では容器包装リサイクル法<sup>※用語集</sup>や家電リサイクル法<sup>※用語集</sup>等が制定されるとともに、平成 12 年に循環型社会形成推進基本法の制定および循環型社会形成推進基本計画が策定され、社会構造の転換に向けた取組が続けられてきた。これらのことや 3 R<sup>※用語集</sup> (Reduce [発生抑制]・Reuse [再使用]・Recycle[再資源化]) に対する国民意識の高まりもあり、それまで増加傾向にあった一般廃棄物<sup>※用語集</sup>も平成 12 年度以降減少が続いてきている。

そのような中、本市では平成 12 年度にフジスマートプラン 21 を策定し、21 の施策の柱をたて、ごみ減量等の取組を行ってきた。

まず、家庭系ごみでは、それまで行ってきた「古紙」、「ペットボトル」、「剪定枝<sup>※用語集</sup>」、「ウエス」などの分別に加え、平成 18 年度から「白色トレイ」(現在は「プラスチック製容器包装」)、平成 21 年度から「プラスチック製容器包装<sup>※用語集</sup>」「廃食用油」、平成 24 年度から「衣類・布類」の分別を開始し、分別品目の拡大を行ってきた。また、平成 21 年度に指定袋制を導入し、分別品目拡大の効果と合わせて、1 人 1 日当たりの家庭系可燃ごみ量は平成 11 年度比で約 25%の減量が実現した。また、生ごみを減らすため、生ごみ処理機やダンボールコンポスト<sup>※用語集</sup>の普及に努めた。

次に事業系ごみについては、多量排出事業所を対象とした指導要綱の制定、焼却施設への不適切な搬入に対する指導を強化する条項の追加やごみ処理手数料を改定する条例改正などを実施した。

これらの取組により、平成 13 年度をピークに一般廃棄物総量は減少し続けているが、可燃ごみ量については、近年は家庭系・事業系共に減量が進まない状況となっている。

一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第六条においては、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされ、以下の事項について定めることとなっている。

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| 一 | 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み             |
| 二 | 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項        |
| 三 | 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分   |
| 四 | 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 |
| 五 | 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項            |

本計画は、フジスマートプラン 21<sup>※用語集</sup>策定(平成 12 年 3 月)から 14 年が経過し、計画期間が完了することを機に、廃棄物を取り巻く社会環境の変化への対応や更なるごみ減量と 3 R の推進を目的として策定するものである。

平成 27 年 3 月

# § 1 構 想 編

## I 基本理念

本市は、平成 25 年 6 月に世界遺産登録された富士山の麓にあり、より一層世界からの注目を集めるまちとなった。

雄大な富士山のもとで、市民・企業・行政の連携と協働により、自然環境の保全と産業の振興を両立させながら、安全で快適なまちづくりを進め、だれもが永く住み続けたいと思う魅力に満ちた都市を構築しなければならない。

本計画は、第五次富士市総合計画のめざす都市像「富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ」を実現するため、基本理念を「資源を有効に活用するごみのないまち」とする。

これは、市民、企業、行政が協働し、排出抑制、再使用、再資源化を徹底することで可能な限りごみをゼロに近づけていくまちをイメージするものとして設定するものである。

## ■基本理念

資源を有効に活用するごみのないまち



## II 基本方針

富士市ごみ処理基本計画の基本方針は以下の通りとする。

<b>1</b>	<b>長期的でグローバルな視野による計画づくり</b> 長期的な視点と、グローバルな視野に立ち望ましいごみ処理の姿を明確にしている。
<b>2</b>	<b>循環型社会における効果的な資源化体制の構築</b> 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会に転換した時代における、より望ましい資源化体制の構築を行っていく。 より徹底した省エネルギー社会を目指し、効率的な処理体制を目指す。
<b>3</b>	<b>3Rの推進</b> リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の優先順位の原則を守り、ごみ処理のあり方を考えていく。
<b>4</b>	<b>ごみ量最小化への取組の推進</b> 環境負荷が少なくかつ適正な処理を行うとともに、効率の良い方法による埋立処分量の最小化を行っていく。

### Ⅲ 計画期間と目標設定方針

#### 1. 計画期間

前富士市ごみ処理基本計画（フジスマートプラン 21）は、平成 12 年度から平成 26 年度までの 15 ヶ年計画であったが、今回の計画については、廃棄物を取り巻く状況変化に対応しやすくするため、前回より短い 10 ヶ年計画（平成 27 年度～平成 36 年度）とする。

具体的な施策やスケジュールについては、5 年ごとに作成する前期及び後期実施計画によるものとするが、社会状況や廃棄物を取り巻く環境の変化に注視し、目標値や施策の見直しが必要となった場合は臨機応変に対応することとする。

計画基準年次	平成 26 年度
計画目標年次	平成 36 年度
計画期間	平成 27 年度～平成 36 年度

年 度										
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
計画策定年度（基準年度）	⇒	⇒	⇒	⇒	実施計画見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	計画目標年次・基本計画改定

#### 2. 目標設定方針

目標の設定については、次の方針に基づいて設定する。

- ◇ 市民にわかりやすいものとする
- ◇ 計算が比較的容易にできる定量的な目標値を定める
- ◇ 他都市や国が一般に公表している数値データと同様のものとし、他都市との比較がしやすいものとする
- ◇ 市民と事業者がそれぞれ取り組むべき課題を示す

#### IV 計画課題

計画策定に当たっての当面の課題は以下の通りとなっている。これらの課題を解決または状況改善するため施策を検討し、実行していくものとする。

- ①ごみ減量の推進（一般廃棄物総量、焼却処理量）
- ②資源化の推進
- ③事業系減量化対策（処理料金の見直し、分別指導徹底等検討）
- ④不法投棄対策・ポイ捨て等への環境美化対策
- ⑤ごみ減量意識の向上、分別の徹底
- ⑥市民・事業者の取組支援

#### V 計画を進めるに当たって

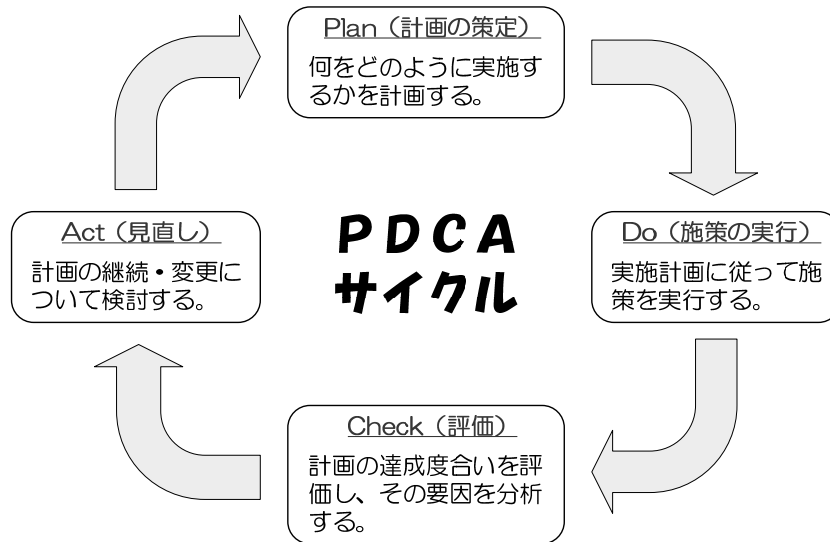
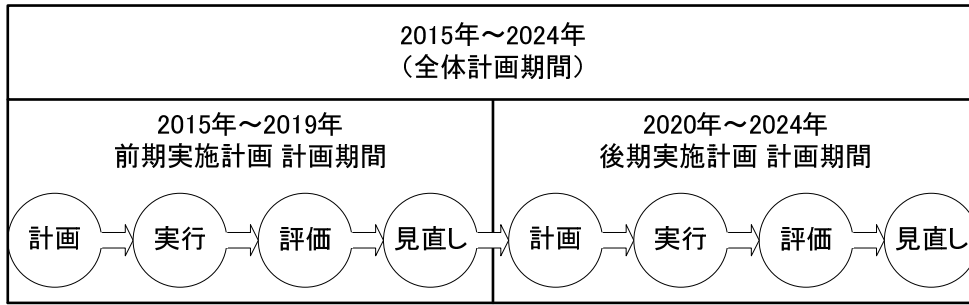
##### 1. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにて見直しを行っていく。

計画の進行管理の内容及びPCDAサイクルに関するイメージを次に示す。なお、前回計画の評価については資料編に示す。

計画の進行管理内容

項目	内容
Plan（計画の策定）	ごみの減量や収集・処理・処分など計画を策定する。また、「目標」や「施策や方針」などを広く市民や事業者に周知する。
Do（実行）	市民・事業者との連携を図りながらの施策を実行する。
Check（評価）	市がごみ処理システムの改善・進捗に関する評価を行い、5年ごとに評価を行う。
Act（見直し）	5年後に実施計画を見直すものとする。 計画期間が完了した年には、計画の改定を行う。



PDCAサイクルのイメージ

## VI 前基本計画の概要と実施状況

### 1. 前基本計画の概要

#### (1) 目標

前基本計画では、1人1日当たり排出量、資源化率及び1人1日当たり焼却量について、以下の数値目標を掲げた。

<b>◆平成 26 年度における達成目標値</b>	
目標①：1人1日当たり排出量	：860g/人日
目標②：資源化率	：23%
目標③：1人1日当たり焼却量	：640g/人日

①及び②はフジスマートプラン 21 後期実施計画において、①「920g から 860g へ」、②「30% から 23%へ」それぞれ修正されている。

#### (2) 主な計画内容

目標達成のための施策は、5 分野に分類し以下の 21 施策の柱を設定した。

分野	21 施策の柱
発生・排出抑制計画	§ 1: 市民の関心を高めるきっかけをつくります § 2: 環境とごみの学びの機会と場をつくります § 3: 自主的な活動ができる拠点をつくります § 4: 充実したエコ情報網をつくります § 5: 不法投棄やポイ捨てを減らし美しいまちをつくります § 6: 生ごみの家庭内処理を支援します § 7: ウェス集団回収を継続支援します § 8: ごみの流れを変える経済施策を検討します § 9: エコ事業所認定制度を導入します § 10: 事業者同士のリサイクルを支援します § 11: 市が事業所に期待する取り組みを示します § 12: 事業系ごみの搬入抑制対策を継続・強化します § 13: 収集運搬許可業への市の姿勢を示します
収集運搬計画	§ 14: 新たな分別収集開始により再資源化を進めます § 15: 収集運搬・処理体系を見直します § 16: 粗大ごみの収集方式を見直します
再資源化計画	§ 17: 再資源化を民間委託により効率的に進めます
中間処理・最終処分計画	§ 18: 安全で効率的な処理処分方針を定めます § 19: 施設整備を計画的に進めます
計画推進・進行管理計画	§ 20: 計画を進めるための条例・制度を整えます § 21: 市民参加を呼びかけ継続的な改善を図ります

## 2. 前基本計画の実施状況

### (1) 目標値の達成状況

平成 25 年度のごみの 1 人 1 日当たり排出量、資源化率及び 1 人 1 日当たり焼却量は、以下のとおりである。

1 人 1 日当たり排出量は目標達成、資源化率は達成困難、1 人 1 日当たり焼却量は達成困難となっている。

◆平成 26 年度における達成目標値	目標値(H26 年度)	実績値(H25 年度)
目標①：1 人 1 日当たり排出量	860g/人日	834g/人日
目標②：資源化率	23%	12.3%
目標③：1 人 1 日当たり焼却量	640g/人日	713g/人日

### (2) 計画の実施状況

計画の実施状況と今後の方針は次に示す表のとおりとなっている。なお、検討結果の詳細は資料編「フジスマートプラン 21 の評価と今後の方針について」に掲載している。

#### 計画の実施状況と今後の方針

施策の柱	具体的施策	実施状況	今後の方針
1 市民の関心を高めるきっかけをつくります	1-1スマートプラン21の周知徹底	△	○
	1-2各種キャンペーンの実施	○	○
	1-3スマートファミリー認定制度の導入	○	△
2 環境とごみの学びの機会と場をつくります	2-1ステップ方式の環境学習プログラムの確立	△	△
	2-2出前出張講座制度・人材バンク制度の確立・実施	○	△
	2-3教育機関等との連携事業の検討	○	○
3 自主的な活動ができる拠点をつくります	3-1広域的な啓発拠点整備と効率的運用	×	△
	3-2公共施設、観光施設、民間施設等の情報拠点化	○	○
4 充実したエコ情報網をつくります	4-1紙媒体の情報提供を拡充	○	○
	4-2ガイドブック・マニュアル機能を持つパンフ・リーフレットなどの作成	○	○
	4-3インターネットやCATV等を利用したコミュニケーション拡充	○	○
	4-4ふれあいを重視したコミュニケーションの継続	○	○
5 不法投棄やポイ捨てを減らし美しいまちをつくります	5-1不法投棄監視通報連絡網の整備	○	○
	5-2監視カメラやGPSなどを利用した対策の検討	△	×
	5-3関連担当部署や県などとの連携・協力による対策強化	○	○
6 生ごみの家庭内処理を支援します	6-1EMボカシ、機械式生ごみ処理機等助成の継続拡大	○	○
	6-2家庭における生ごみ処理ガイドブックの作成配布	○	○
7 ウェス集団回収を継続支援します	ウェス集団回収の支援継続	○	×

凡 例	
実施状況	○ 実施した
	△ 一部実施した
	×
今後の方針	○ 実施
	△ 実施を検討
	×

## 計画の実施状況と今後の方針

施策の柱	具体的施策	実施状況	今後の方針
8 ごみの流れを変える経済施策を検討します	8-1有料化導入前の課題の解消	○	○
	8-2有料化に対する市の姿勢の明確化	○	○
	8-3有料化に向けての研究・検討	○	○
9 エコ事業所認定制度を導入します	9-1エコ事業所認定基準の作成、制度の導入	△	○
	9-2自主的な取組に対する支援の実施	△	○
10 事業者同士のリサイクルを支援します	10-1古紙、生ごみ等の事業所間リサイクルネットワーク構築支援	×	△
	10-2事業所間不用品交換ネットワークの構築支援	×	×
11 市が事業所に期待する取組を示します	11-1多量排出事業所の一般廃棄物減量資源化計画書の提出義務化	○	○
	11-2責任者届出の義務化	○	○
	11-3提出計画のデータ処理と蓄積・ガイドライン作成・運用	×	○
	11-4中規模事業所の指針等作成	△	○
12 事業系ごみの搬入抑制対策を継続・強化します	12-1事業系ごみ受入料金の改定	○	○
	12-2事業系ごみ指定袋製の導入	×	△
	12-3抜き打ち検査と適正処理指導の継続・強化	○	○
13 収集運搬許可業への市の姿勢を示します	13-1許可業者との協力による分別徹底	○	○
	13-2市場競争原理を基本とした許可基準の策定・運用	×	×
14 新たな分別収集開始により再資源化を進めます	14-1現行の分別収集の継続	○	○
	14-2段階的な分別の細分化	○	△
15 収集運搬・処理体系を見直します	15-1収集・運搬体制の再構築	△	△
	15-2効率的な委託収集への段階的な移行	○	△
16 粗大ごみの収集方式を見直します	16-1粗大ごみの分別区分の明確化と周知徹底	○	○
	16-2一人暮らし、高齢者世帯等の粗大ごみ戸別収集の実施	○	○
	16-3一般世帯の粗大ごみ戸別収集(有料)の検討	×	△
	16-4家電リサイクル法への対応	○	○
17 再資源化を民間委託により効率的に進めます	17-1資源化推進の方針	○	○
	17-2ペットボトルの拠点回収の継続・拡大	○	△
	17-3ウエスとペットボトルのステーション回収	○	○
18 安全で効率的な処理処分方針を定めます	18-1焼却施設整備方針	△	△
	18-2粗大ごみ破碎処理・再資源化処理・最終処分の方針	△	△
19 施設整備を計画的に進めます	19-1対象ごみ量・整備規模等の算出	○	○
	19-2整備計画の策定	○	○
20 計画を進めるための条例・制度を整えます	20-1廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例、規則の整備	○	○
21 市民参加を呼びかけ継続的な改善を図ります	21-1計画をチェックする市民参加の体制づくり	○	△
	21-2市民・事業者への実績報告の実施	○	○
	21-3ニーズに合わせた管理運営体制の整備	△	△
	21-4進捗状況のチェック&フィードバックの実施	○	○

凡 例	
実施状況	○ 実施した
	△ 一部実施した
	× 実施しなかった
今後の方針	○ 実施
	△ 実施を検討
	× 実施しない

## § 2 計画編

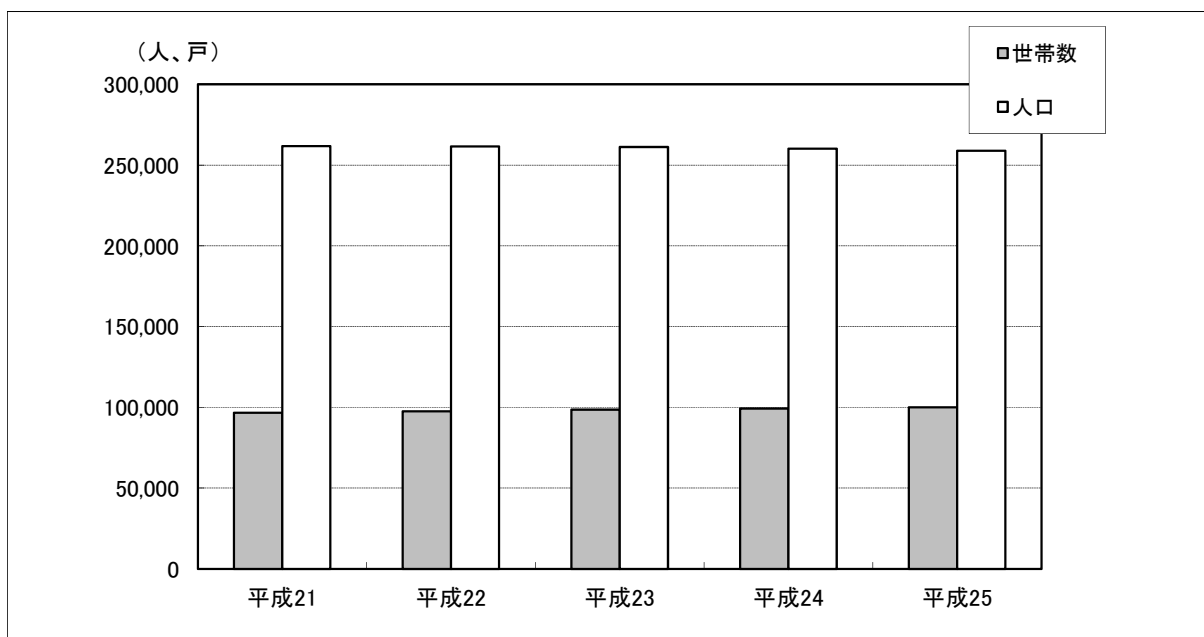
### 第1章 地域の概要

#### 1. 人口と世帯数の推移

- ◆人口は年々減少しており、平成21年度～平成25年度の間約2,800人の減少となっている。
- ◆世帯数は年々増加しており、平成21年度～平成25年度の間約3,300世帯の増加となっている。

人口と世帯数の推移

年度	世帯数	総数	男	女	1世帯当たり人口	人口密度
	戸	人	人	人	人/戸	人/km <sup>2</sup>
平成21	96,667	261,690	129,533	132,157	2.7	1,068
平成22	97,498	261,477	129,447	132,030	2.7	1,067
平成23	98,500	261,129	129,397	131,732	2.7	1,066
平成24	99,212	260,091	128,738	131,353	2.6	1,062
平成25	99,934	258,873	127,951	130,922	2.6	1,057



※各年12月31日現在

出典：富士市統計書（平成25年版） 平成26年3月

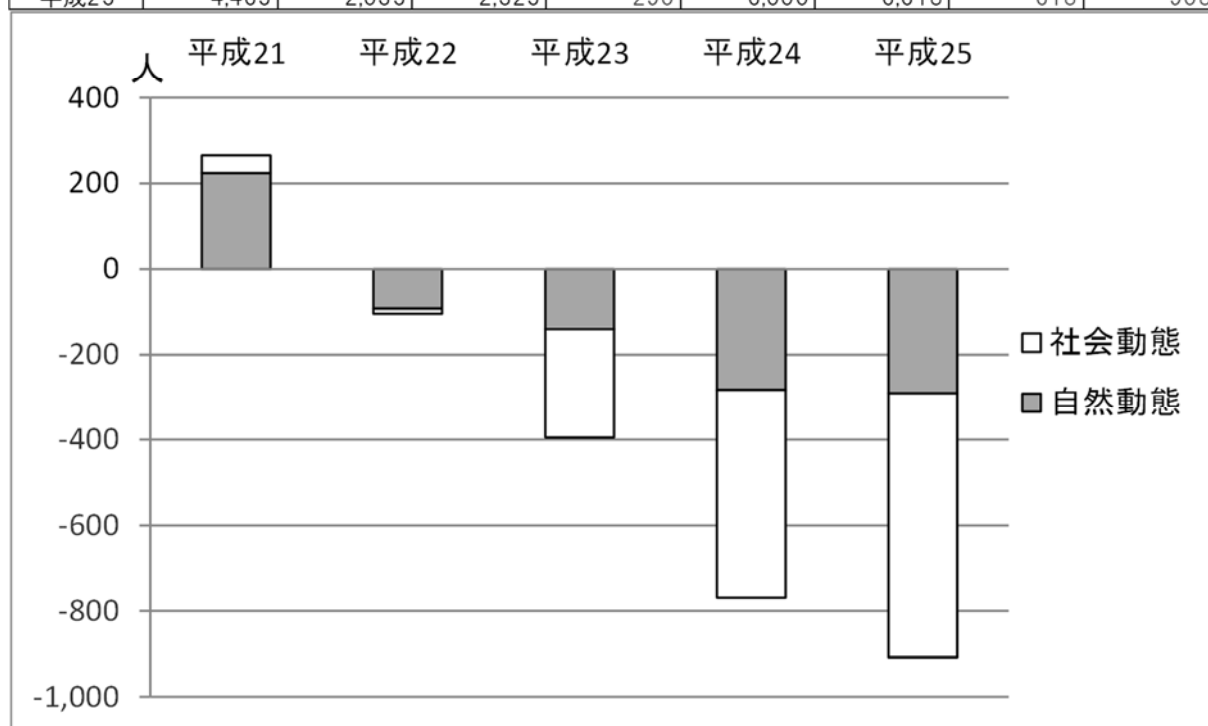


## 2. 人口動態

- ◆自然動態は、平成 22 年度から減少に転じ、平成 25 年で 290 人減となっている。
- ◆社会動態は、平成 21 年度は増加したが、それ以降の年度については減少が続いている。
- ◆人口動態は、平成 22 年度以降減少し、その減少幅は大きくなってきている。

人口動態の推移

年度	外国人 登録人口 人	自然動態			社会動態			人口動態
		出生 ① 人	死亡 ② 人	増減 ③=①-② 人	転入 ④ 人	転出 ⑤ 人	増減 ⑥=④-⑤ 人	増減 ③+⑥ 人
平成21	5,106	2,354	2,130	224	6,650	6,609	41	265
平成22	4,997	2,190	2,282	-92	6,450	6,462	-12	-104
平成23	5,044	2,166	2,306	-140	6,198	6,453	-255	-395
平成24	4,775	2,093	2,376	-283	6,286	6,772	-486	-769
平成25	4,465	2,035	2,325	-290	6,000	6,618	-618	-908



※各年 12 月 31 日現在

出典：富士市統計書（平成 25 年版） 平成 26 年 3 月

### 3. 産業構造

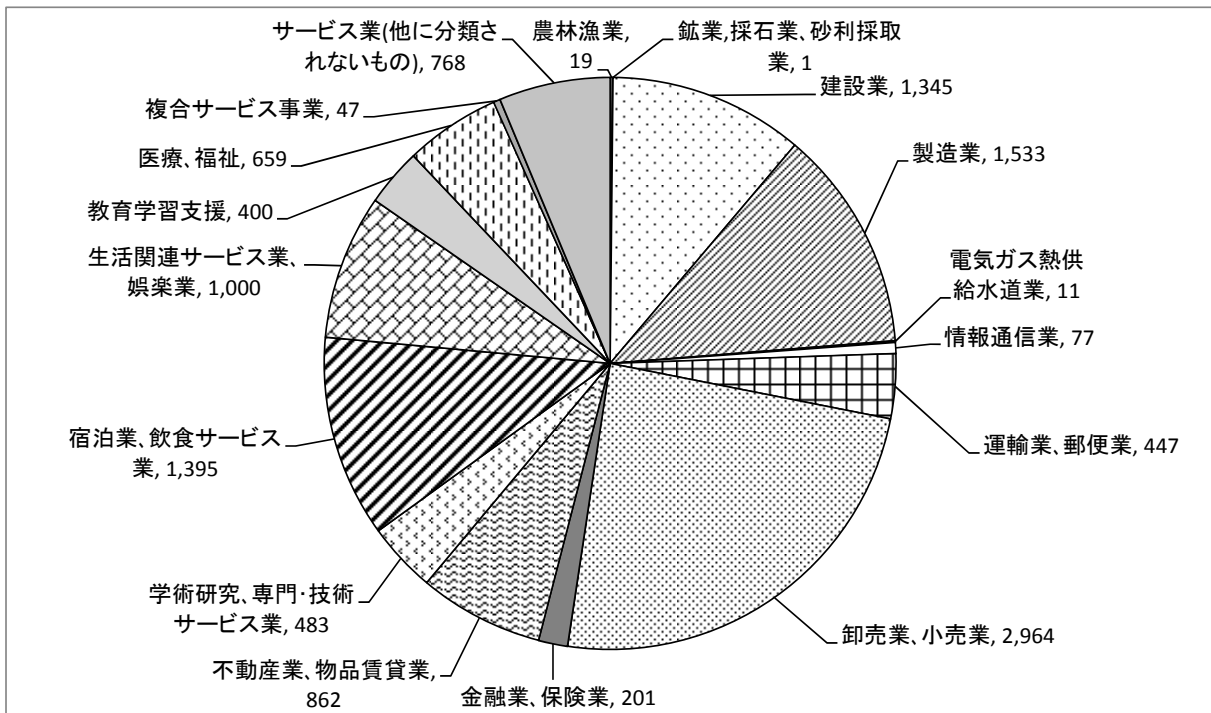
◆平成 24 年度の事業所数は 12,212 社で、「卸売業、小売業」が 24.3%、「製造業」が 12.6%、「宿泊業、飲食サービス業」が 11.4%と続いている。

◆平成 24 年度の従業員数は 122,328 人で、「製造業」が 31.6%、「卸売業、小売業」18.0%、「宿泊業、飲食サービス業」が 8.0%、「サービス業(他に分類されないもの)」8.0%と続いている。

事業所数（平成 24 年度）

業種	事業所数	構成比
農林漁業	19	0.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%
建設業	1,345	11.0%
製造業	1,533	12.6%
電気ガス熱供給水道業	11	0.1%
情報通信業	77	0.6%
運輸業、郵便業	447	3.7%
卸売業、小売業	2,964	24.3%
金融業、保険業	201	1.6%
不動産業、物品賃貸業	862	7.1%
学術研究、専門・技術サービス業	483	4.0%
宿泊業、飲食サービス業	1,395	11.4%
生活関連サービス業、娯楽業	1,000	8.2%
教育学習支援	400	3.3%
医療、福祉	659	5.4%
複合サービス事業	47	0.4%
サービス業(他に分類されないもの)	768	6.3%
計	12,212	100.2%

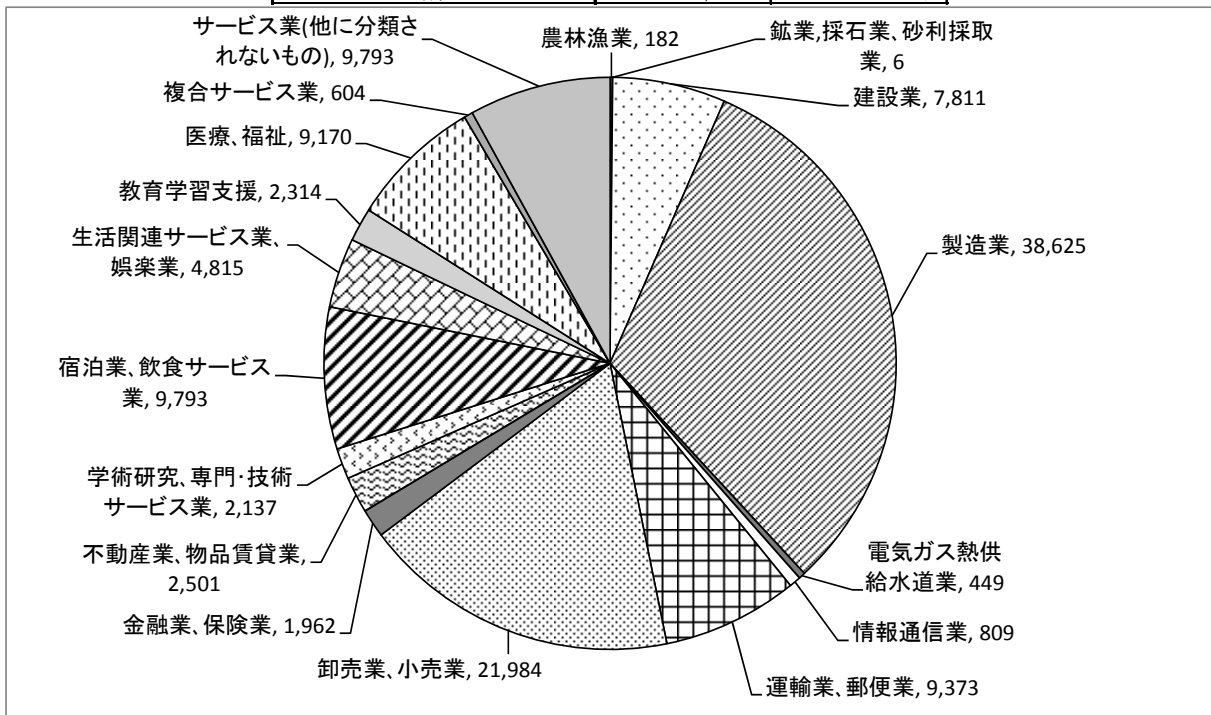
※端数処理の関係上合計が100%とならない。



出典：富士市統計書（平成 25 年版） 平成 26 年 3 月

従業員数（平成 24 年度）

業種	従業者数	構成比
農林漁業	182	0.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	6	0.0%
建設業	7,811	6.4%
製造業	38,625	31.6%
電気ガス熱供給水道業	449	0.4%
情報通信業	809	0.7%
運輸業、郵便業	9,373	7.7%
卸売業、小売業	21,984	18.0%
金融業、保険業	1,962	1.6%
不動産業、物品賃貸業	2,501	2.0%
学術研究、専門・技術サービス業	2,137	1.7%
宿泊業、飲食サービス業	9,793	8.0%
生活関連サービス業、娯楽業	4,815	3.9%
教育学習支援	2,314	1.9%
医療、福祉	9,170	7.5%
複合サービス業	604	0.5%
サービス業(他に分類されないもの)	9,793	8.0%
計	122,328	100.0%



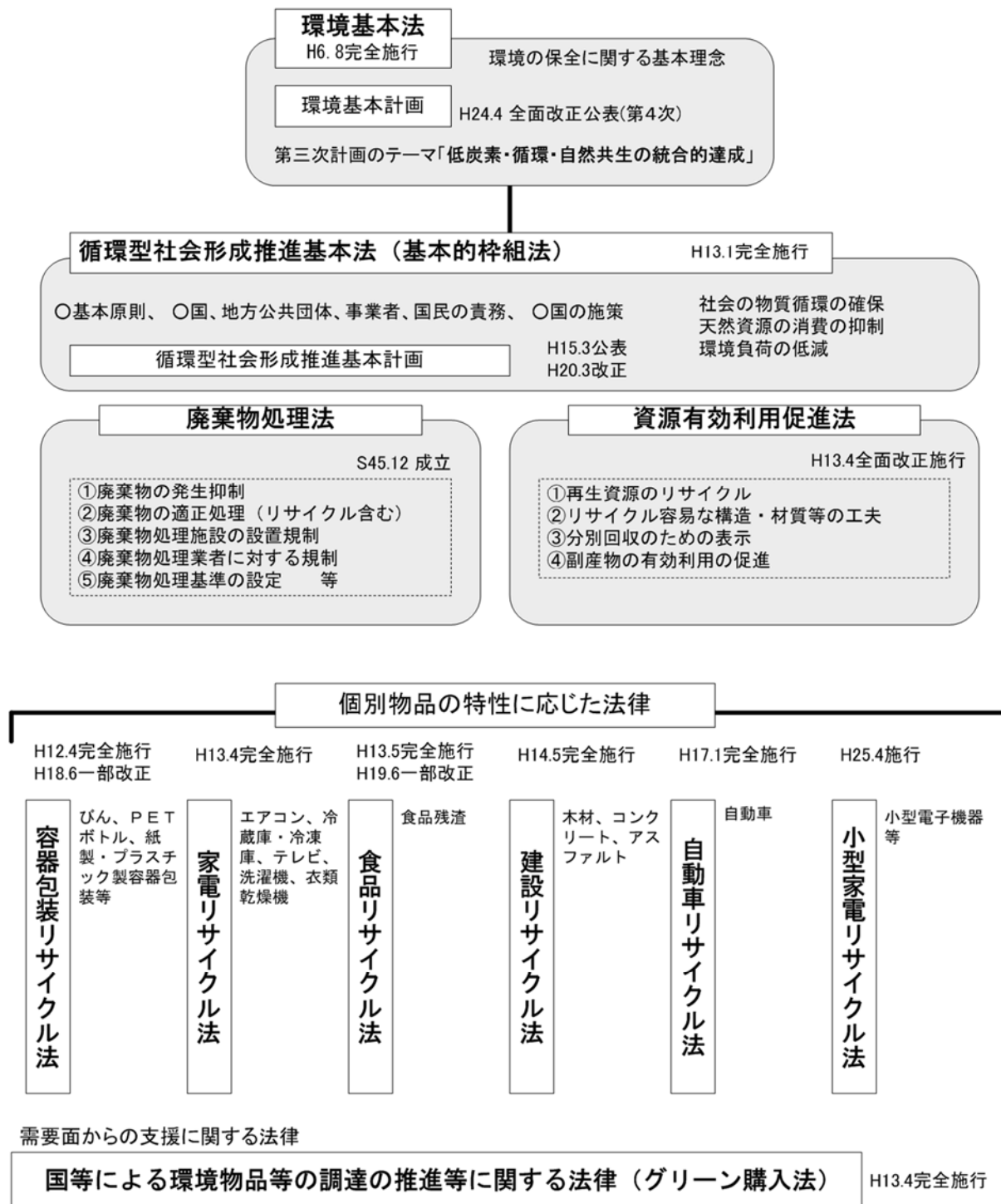
出典：富士市統計書（平成 25 年版） 平成 26 年 3 月

## 第2章 現状と課題

### 第1節 ごみ処理の現状把握

#### 1. 廃棄物関連法規の体系と本計画との関係

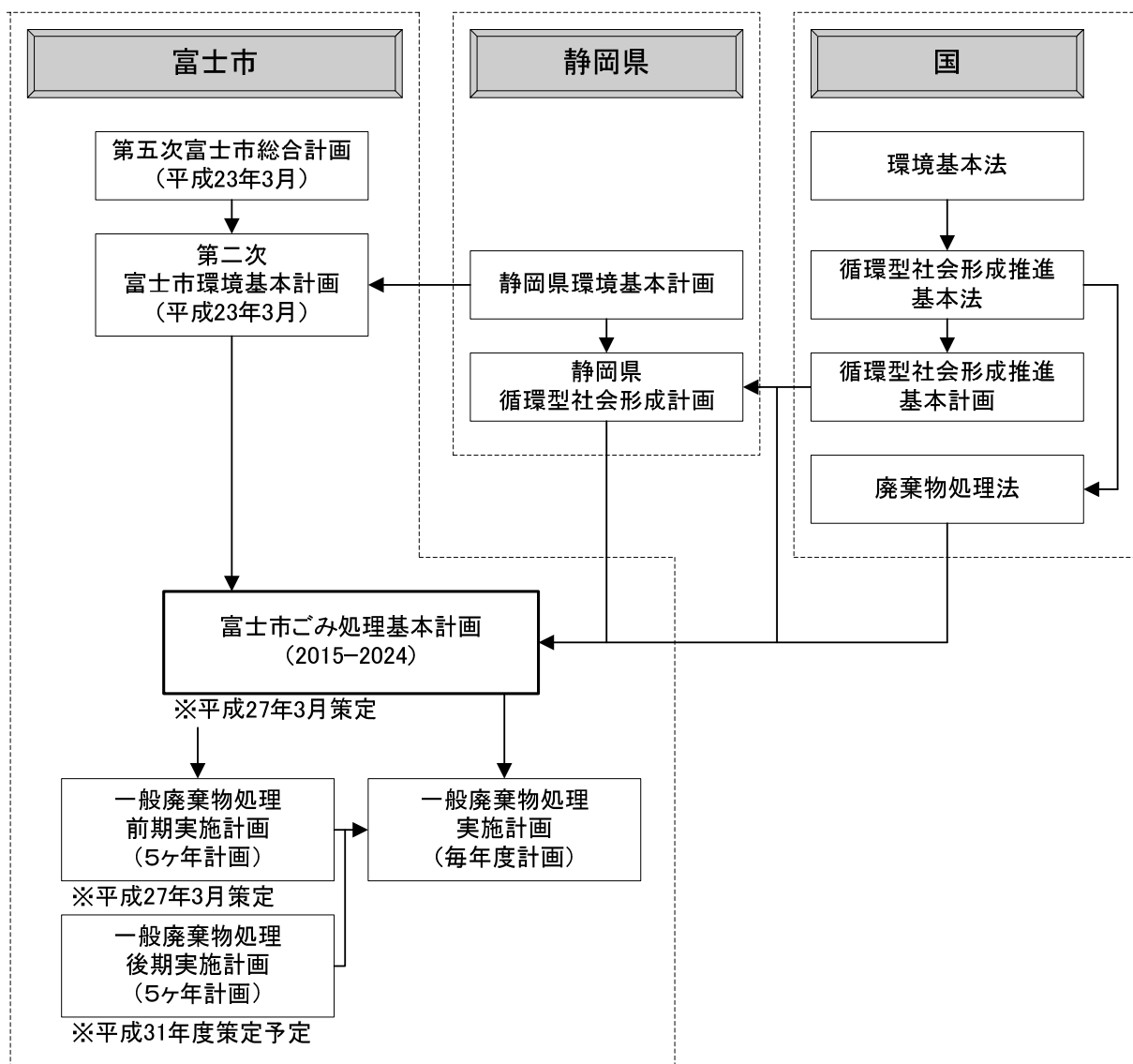
廃棄物に関する法体系を簡単にまとめると下図のとおりとなっている。環境基本法を上位法として、資源循環型社会形成に向けた法の枠組みが整備されている。



廃棄物処理関係法令の体系

本計画は、市の計画体系の基本となる第五次富士市総合計画及び環境基本計画のマスタープランである第二次富士市環境基本計画を上位計画としており、それらの施策のうち、ごみ処理に関する分野に関する長期計画となっている。また、本計画は国の環境基本法や循環型社会形成推進基本法等、静岡県のごみ処理に関する計画でもある。さらに、本計画の下位計画として5ヶ年毎の中期計画となる一般廃棄物処理前期・後期実施計画及び毎年度の短期計画となる一般廃棄物処理実施計画がある。

ごみ処理に関する計画は以下に示すような関係性をもって計画されるものである。



各種法律・計画と富士市ごみ処理基本計画との関係

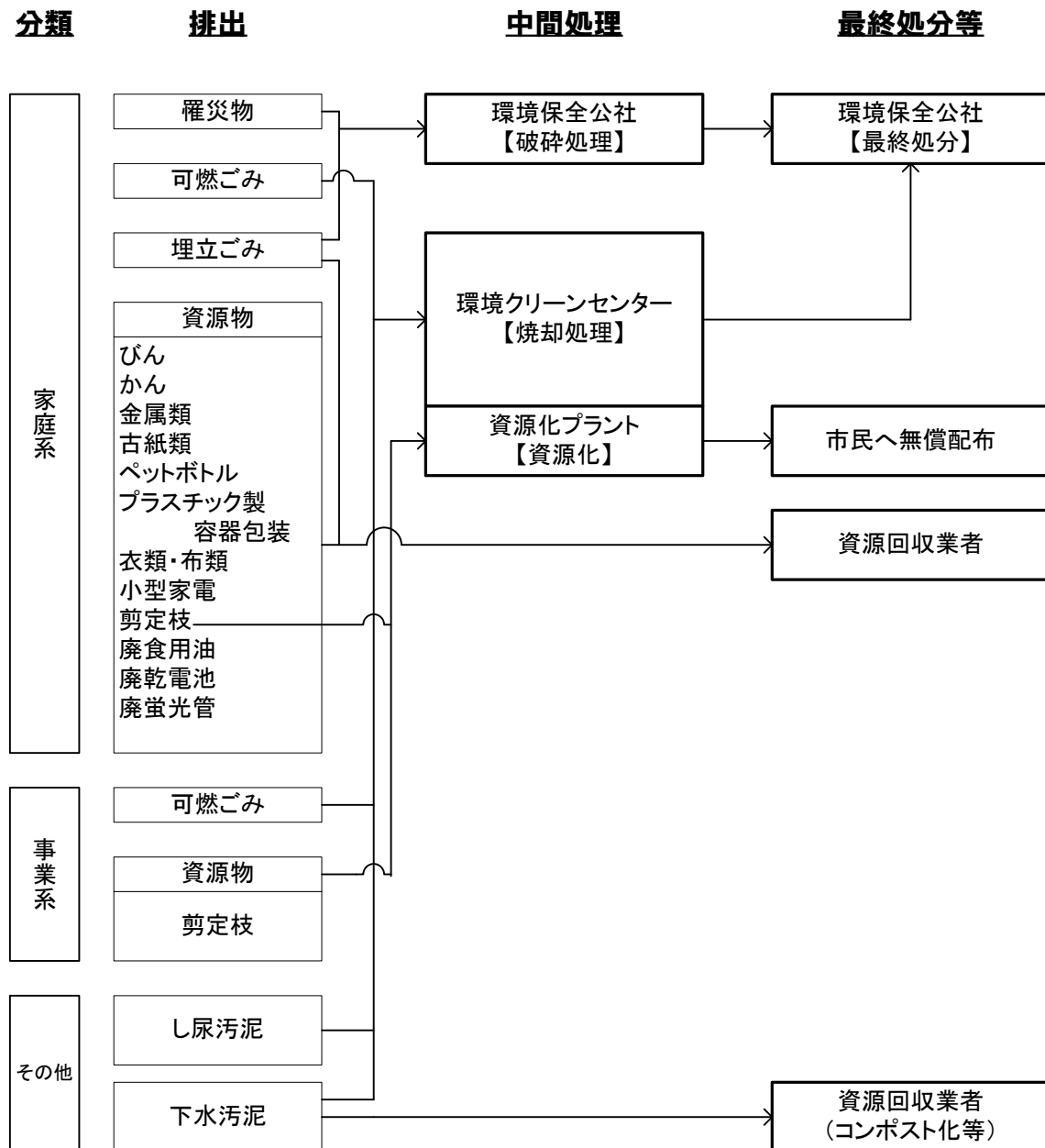
## 2. ごみ処理事業の経緯

富士市のごみ処理事業に関する出来事を以下に示す。

年月	ごみ処理に係る主な出来事
昭和44年12月	可燃ごみと不燃ごみの2分別収集開始
昭和56年10月	資源ごみ分別収集開始
昭和59年4月	乾電池の分別収集開始
昭和61年9月	第一清掃工場竣工(150t/日×2) ※現名称「環境クリーンセンター」
平成4年5月	下水汚泥 <sup>※用語集</sup> 、し尿汚泥の焼却炉での混焼開始
平成5年9月	かんの指定袋による収集開始
平成6年3月	富士市ごみ処理基本計画策定
平成9年4月	透明袋によるごみ収集、古紙回収を開始
平成11年7月	ペットボトル拠点回収開始
平成12年4月	剪定枝資源化事業開始
平成13年3月	富士市ごみ処理基本計画2000-2014「フジスマートプラン21」策定
平成13年4月	家庭用電気式生ごみ処理機器購入補助金制度導入
平成14年10月	ごみの出前講座開始
平成15年7月	ごみマイスター育成講座開始
平成16年9月	地域生ごみ処理モデル事業開始
平成18年4月	ペットボトル及びその他の紙のステーション回収開始
平成18年10月	白色トレイの拠点回収開始(市内18店舗)
平成19年4月	剪定枝のステーション回収開始
平成20年4月	大型生ごみ処理機購入設置費補助金制度導入
平成20年12月	廃食用油拠点回収開始
平成21年4月	家庭ごみの指定袋制導入
〃	プラスチック製容器包装の分別回収開始
平成21年6月	市内一部店舗で自主協定によるレジ袋の無料配布中止
平成22年4月	手動式生ごみ処理機器を補助金の対象に追加
平成22年5月	ダンボールコンポストモニター事業開始
平成22年6月	小学校を拠点とした廃食用油回収事業開始
平成24年4月	燃えるごみの広告入り指定袋の販売開始
〃	全まちづくりセンター等を利用した衣類等拠点回収事業開始
〃	事業系一般廃棄物 <sup>※用語集</sup> の処理料金改定(10kg当たり105円から120円に)
平成24年5月	富士市オリジナルダンボールコンポスト「だっくす食ん太くんNEO」販売開始
平成25年4月	小型家電のステーション回収を開始
平成25年5月	富士市オリジナルごみ分別アプリ「きみもごみ減らし隊」リリース
平成25年7月	ふじのくにダンボールコンポスト研究会設立(富士市、富士宮市、三島市、焼津市)
平成26年4月	協働型古紙回収制度導入(月1回→月2回へ変更)
〃	家庭用生ごみ処理機器購入補助金額の上限変更(3万円→1万円に変更)
平成27年3月	富士市ごみ処理基本計画2015-2024策定

### 3. ごみ処理の流れ

平成 26 年度におけるごみ処理の流れは、下図のとおりである。「可燃ごみ」「し尿汚泥」は全量焼却、「下水汚泥」は一部資源化業者にてコンポスト化などの資源化も実施、「罹災物」「埋立ごみ」は破砕後、焼却・埋立処理している。資源物は資源回収業者に引き渡して資源化しているが、剪定枝についてはチップ化して市民に無償配布している。



ごみ処理の流れ

#### 4. ごみ処理の方法

ごみの種類ごとの処理方法については、下表に示す。

##### 各種類のごみ処理方法

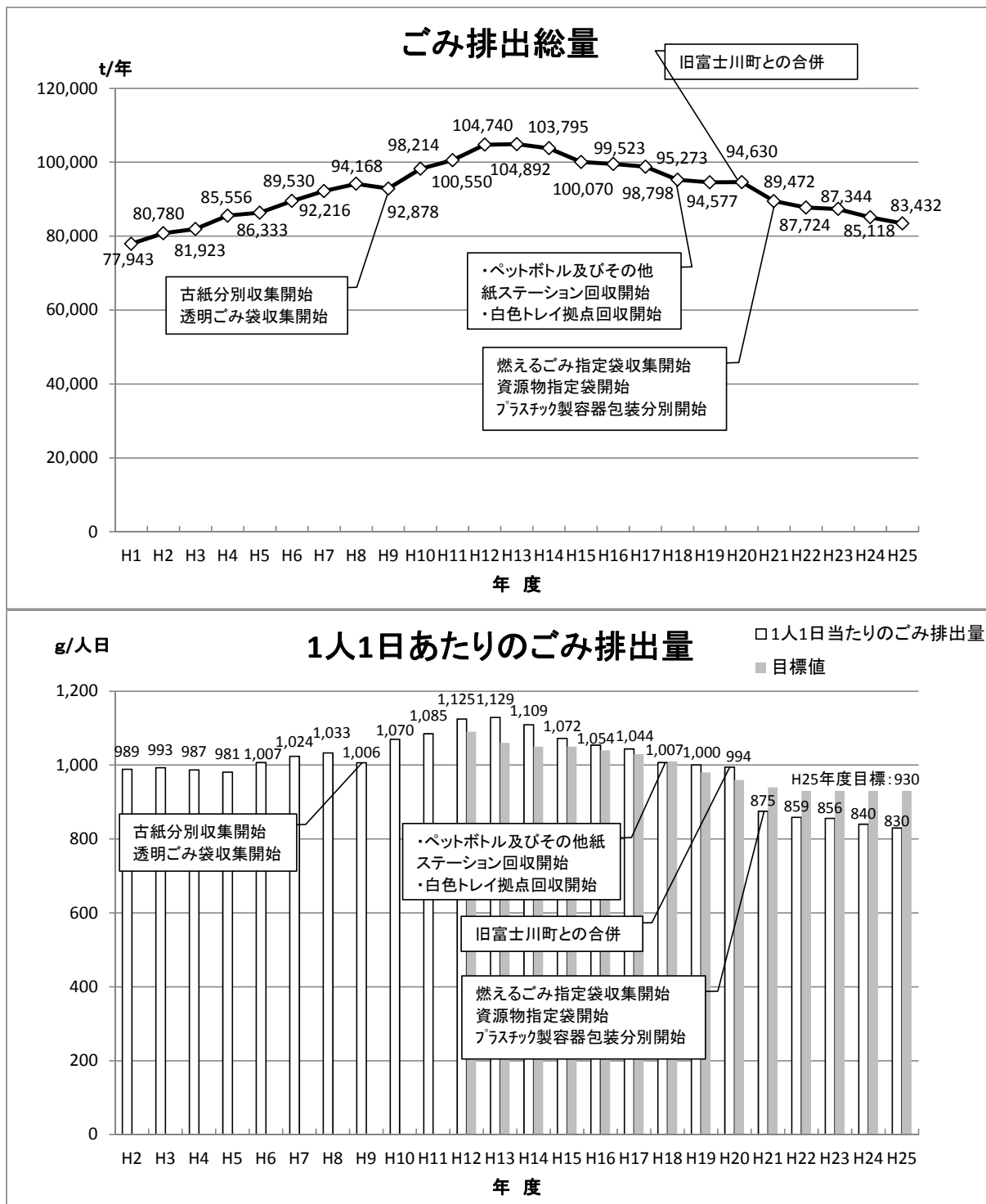
種類	中間処理・最終処分方法等
罹災物	(株) 富士環境保全公社の最終処分場 <sup>※用語集</sup> にて埋立処分を行っている。
可燃ごみ	市の環境クリーンセンターにて焼却処理され、その焼却残渣は(株) 富士環境保全公社の最終処分場にて埋立処分を行っている。
埋立ごみ	(株) 富士環境保全公社の最終処分場にて埋立処分を行っている。
びん	市民から排出された各種資源物は、資源回収業者が収集し、それぞれリサイクルしている。
かん	
金属類	
古紙類	
ペットボトル	
プラスチック製 容器包装	
廃乾電池	
廃蛍光管	
衣類・布類	まちづくりセンターや公共施設・障害者就労支援施設などの拠点にて衣類・布類のほか、バッグ等の小物類などを回収し、国内外で再使用(リユース)したり、フェルトの材料などとしてリサイクルしている。
小型家電	市内の資源物集積所、また、携帯電話や小型ゲーム機などは公共施設に設置した専用の回収ボックスで回収している。回収した物は、再資源化施設にて破碎・選別され、素材としてリサイクルしている。
剪定枝	環境クリーンセンター内の資源化プラントにてチップ化を行い、園芸資材として希望者に無料配布している。
廃食用油	小学校やスーパー、ガソリンスタンドで拠点回収し、市内のリサイクル業者がBDF <sup>※用語集</sup> (バイオディーゼル燃料)として精製し、トラックや重機のディーゼル燃料に使用されている。
し尿汚泥	クリーンセンターききょう(し尿処理施設)からの汚泥を環境クリーンセンターに受入、焼却処理を行っている。
下水汚泥	下水処理場からの汚泥の一部(一部はコンポスト等にリサイクル)を環境クリーンセンターに受入、焼却処理を行っている。



## 5. ごみ排出量及び再資源化の実績

### (1) 一般廃棄物総量

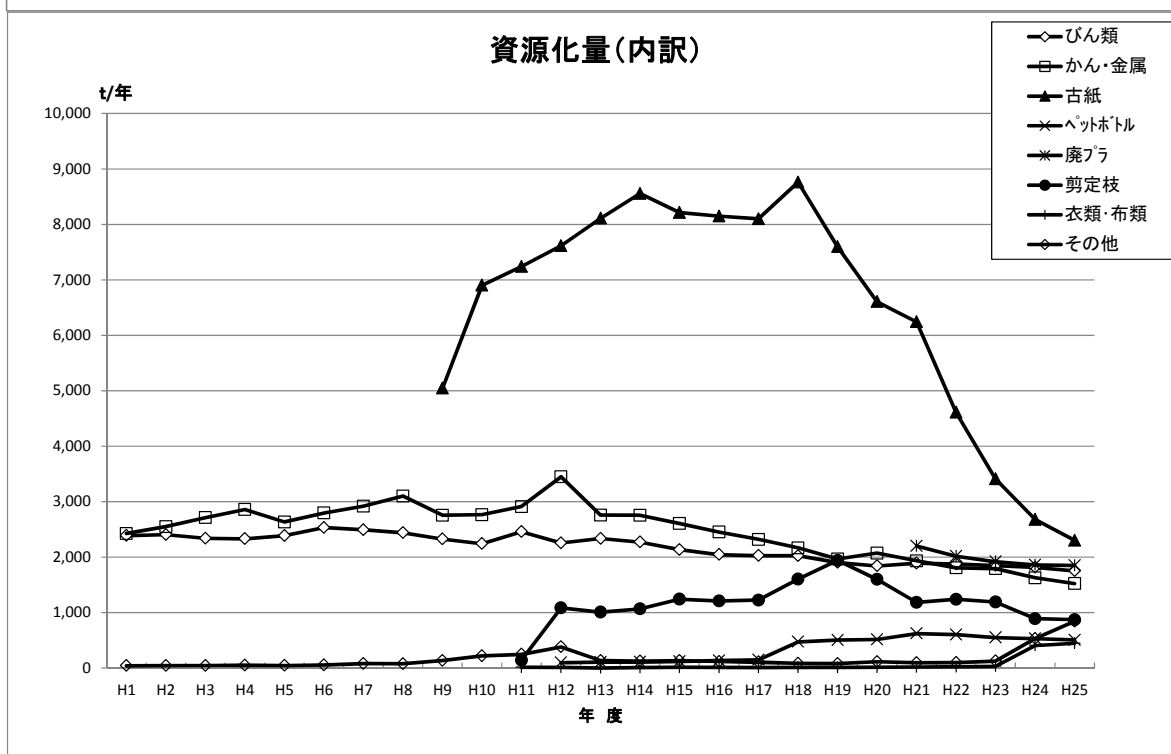
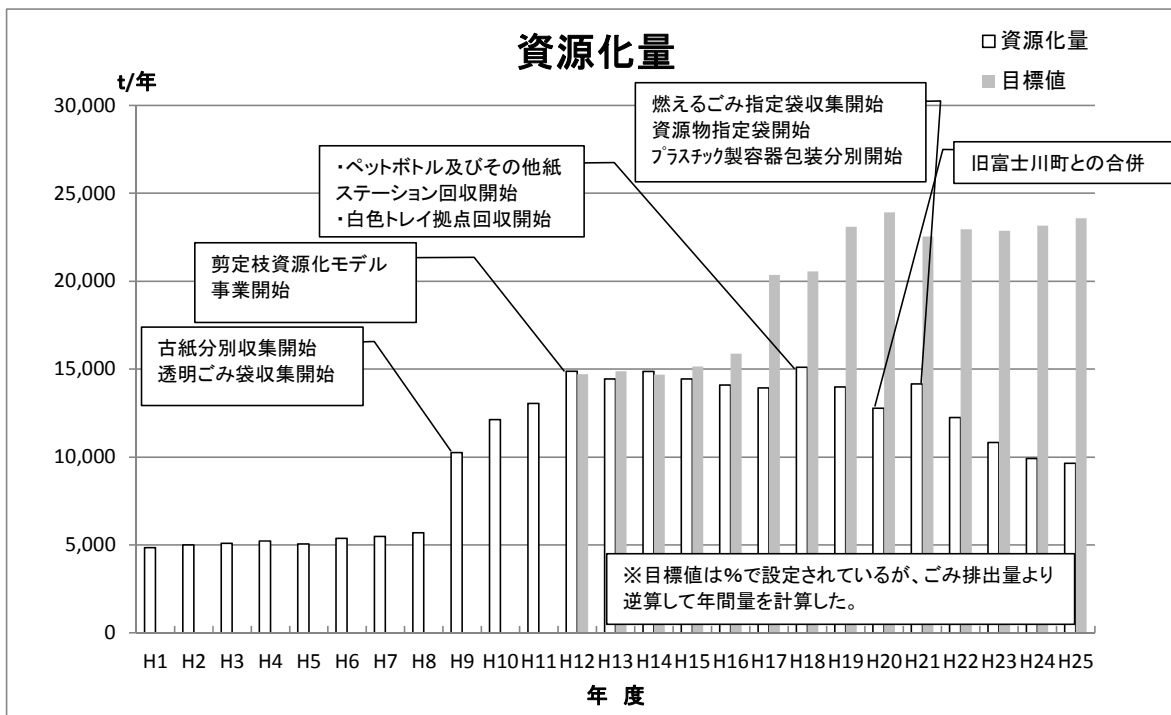
市の「ごみ排出総量」は平成13年度以降、旧富士川町との合併時を除いて減少傾向が続いている。平成22年度より人口は減少してはいるが「1人1日あたりのごみ排出量」（資源物含む）で見てもごみの減量は順調に進んでいる。



※1人1日あたりのごみ排出量のグラフは資源物を含む。

## (2) 資源化量

資源化量は、平成9年度以降の古紙分別収集開始により平成12年度までは堅調に増加していたが、古紙収集量増加の鈍化、「びん類」及び「かん・金属」収集量の減少に伴い、平成13年度から平成17年度までは概ね減少傾向となった。その後、平成18年度の「ペットボトル及びその他の紙のステーション回収」や平成21年度の「プラスチック製容器包装の分別回収」などの資源回収施策により、一旦は増加に転じたものの古紙回収量の減少やその他の資源物の伸び悩みがあり、近年は資源化量の減少傾向となっている。



## 6. ごみ処理の実績・状況（収集運搬、中間処理、最終処分）

### （1）収集方法の区分

市内から排出される一般廃棄物を収集する方法には、家庭ごみを市の責任において収集するもの（計画収集）と事業系一般廃棄物を対象として許可業者<sup>※用語集</sup>が収集を行ったり、一時多量ごみや引っ越しごみを環境クリーンセンターへ持ち込んだりするもの（直接搬入）がある。

それぞれのごみには、その区分に応じて収集場所、排出形態、収集頻度などが決められている。

#### ごみ収集区分

ごみの区分		収集場所	排出形態	収集又は排出頻度	
計画収集	可燃ごみ	ステーション	指定袋 (半透明黄色)	週2回	
	資源物	剪定枝	ステーション (事前申込必要)	麻紐・縄括り	週1回
		プラスチック製容器包装	ステーション	指定袋(透明)	週1回
		びん類	ステーション	コンテナ	月1回
		ペットボトル	ステーション	ネット	月1回
			拠点	回収ボックス	随時
		かん	ステーション	指定袋(透明)	月1回
		金属類	ステーション	そのまま	月1回
		古紙類	ステーション	紙紐括り	月2回
		衣類・布類	拠点	袋	随時
		廃食用油	拠点	密閉容器	随時
	埋立ごみ（粗大、埋立物、蛍光灯、乾電池）	ステーション	集積所への排出	月1回	
	小型家電製品	ステーション	そのまま	月1回	
拠点		回収ボックス	随時		
直接搬入	可燃ごみ	環境クリーンセンター	車両積込	—	
	剪定枝	環境クリーンセンター	車両積込	—	
	埋立ごみ	環境クリーンセンター	車両積込	—	
	パソコン	環境クリーンセンター	車両積込	—	

## (2) ごみ処理の実績

### ①ごみ排出量

直近5年間のごみ排出量の実績を下表に示す。計画収集量（家庭ごみ）、直接搬入量（持込ごみ）ともに減少しているが、埋立ごみ、資源物、汚泥（し尿、下水）の減少が主たる理由となっている。

特に、資源物（古紙類）が民間回収ルート of 拡大により平成21年度比で約4,000tの大幅減となっている。

ごみ排出量の実績

項目	単位	年度				
		H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口	人	261,573	261,335	260,559	259,339	258,241
計画収集(家庭ごみ)	t/年	61,607	59,897	59,543	58,099	57,229
可燃ごみ	t/年	45,942	46,130	47,199	46,625	46,152
埋立ごみ	t/年	2,247	2,326	2,456	2,151	1,853
罹災物	t/年	419	406	239	297	470
資源物	t/年	12,999	11,035	9,649	9,026	8,754
びん	t/年	1,889	1,875	1,847	1,814	1,752
かん	t/年	815	777	718	690	671
金属類	t/年	1,118	1,029	1,074	936	851
古紙類	t/年	6,240	4,609	3,408	2,677	2,301
ペットボトル	t/年	620	601	547	529	506
プラスチック製容器包装	t/年	2,199	2,015	1,916	1,857	1,849
ウエス	t/年	17	20	29		
衣類・布類	t/年				405	443
白色トレイ	t/年	2	1	1		
剪定枝	t/年	91	99	96	65	66
廃食用油	t/年	8	9	13	18	20
小型家電	t/年				35	295
直接搬入(持込ごみ)	t/年	27,865	27,827	27,801	27,019	26,203
可燃ごみ	t/年	26,774	26,687	26,707	26,195	25,399
許可業者	t/年	21,196	21,356	21,288	21,253	21,046
し尿汚泥	t/年	1,926	1,906	1,838	1,745	1,509
下水汚泥	t/年	3,652	3,425	3,581	3,197	2,844
資源物	t/年	1,091	1,140	1,094	824	804
剪定枝	t/年	1,091	1,140	1,094	824	804
合計	t/年	89,472	87,724	87,344	85,118	83,432

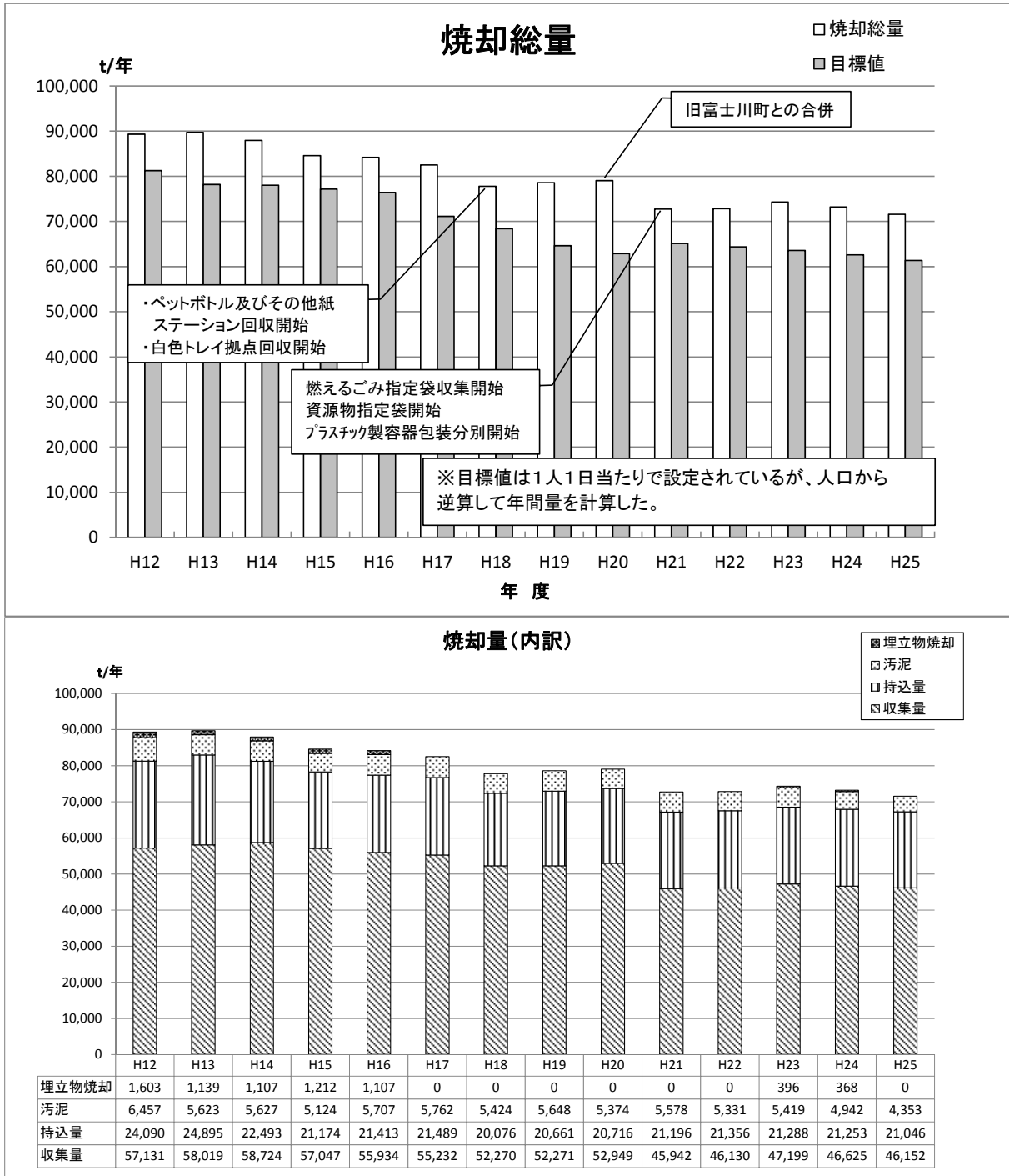
※人口は各年度末（3月31日）の数値。

例：平成21年度の人口は平成22年3月31日時点の数値。

※平成24年度から白色トレイはプラスチック製容器包装として収集している。

## ②焼却総量

ごみの「焼却総量」は、平成21年度までは概ね減少していたが、近年は横ばいの傾向となっている。「焼却量(内訳)」を見ると、平成15年度頃から持込量(許可業者分)だけがほとんど減少せずに横ばいとなっている。

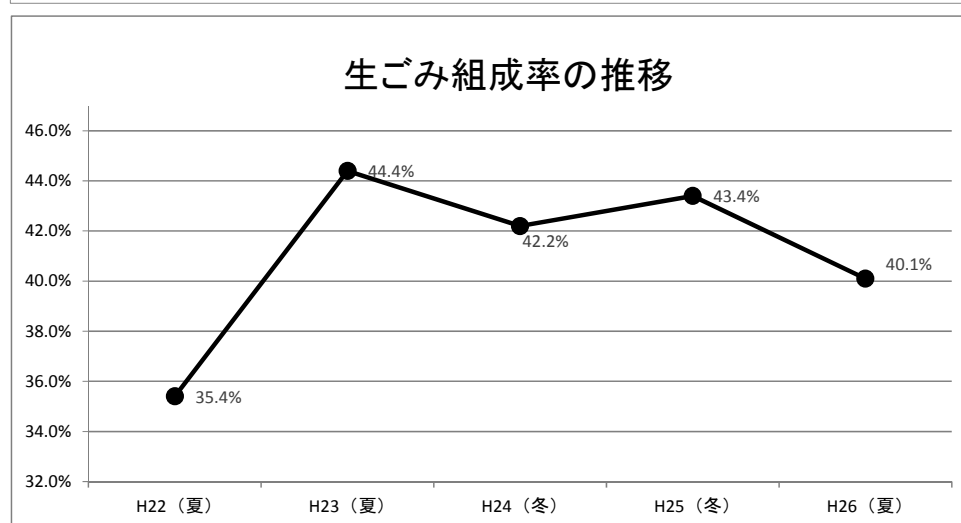
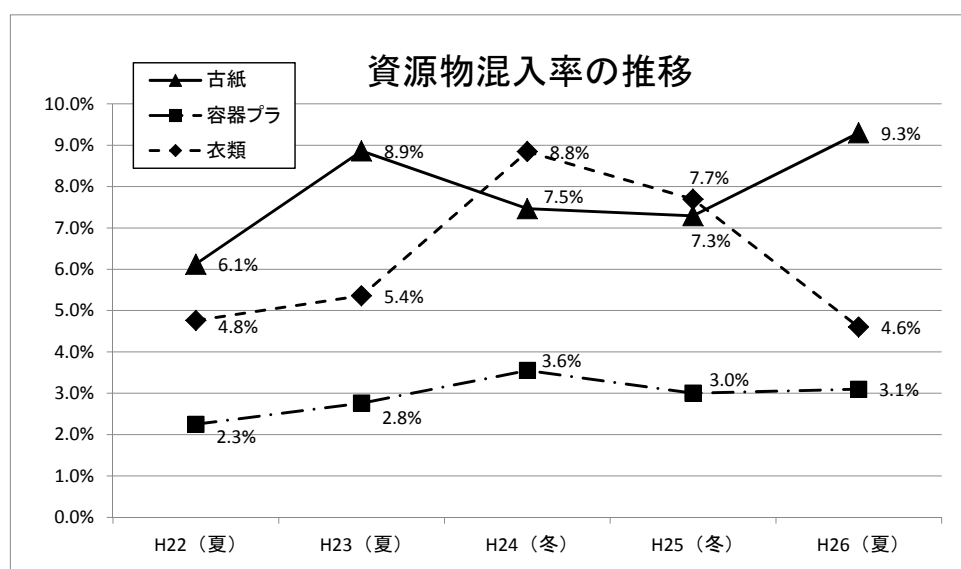


## 7. 適正処理困難物の取扱

国の指定する適正処理困難物、各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品については、本市では処理は行わない。また、処理作業に危険を伴うものや有害物質を含むものなど、市において適正処理が困難となる物を適正処理困難物と指定し、市では処理しない。

## 8. ごみ質調査結果

環境クリーンセンター及び常葉大学と共同でごみ組成調査結果資源物の混入状況について調査を行った。以下に可燃ごみに含まれる資源物及び生ごみの状況について示す。それらの混入比率については、直近の平成26年度夏の調査において紙類は9.3%、衣類は4.6%、容器プラは3.1%となっており、生ごみは約40%となっている。



可燃ごみ中の資源物及び生ごみの比率

## 9. 広報・啓発、実施事業の現状

市では今まで様々なごみ減量啓発や事業を進めてきた。その中で代表的なものを以下に示す。

### (1) ダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん Neo」を使った出前講座

生ごみの自家処理の1つの方法として市が独自に開発したダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん Neo」を使った講座を小学4年生対象に行っている。各クラスに「だっくす食ん太くん Neo」を配布し、実際に子どもたちに使ってもらう体験型の環境教育啓発用の教材としても活躍している。



小学校での出前講座の様子

### (2) ごみ分別かるたの貸し出し

市では、環境教育啓発用の教材として、ごみ分別かるたを製作した。このかるたは、市の分別に特化したものになっており、ごみ行政をより身近に感じてもらえるような内容になっている。市内の各小学校へ配布を行ったほか、一般の団体にも無料で貸し出しを行っている。



ごみ分別かるた

### (3) ごみ減量・ポイ捨て禁止ポスターの募集及び紹介

子どもたちのごみ減量に関する意識を高めることを目的に、市内の小中学生からごみ減量・ポイ捨て禁止ポスターを募集している。それを紹介することで、一般市民へ向けたアピールを行い、市民全体の啓発を促している。



平成 25 年度の最優秀賞作品

### (4) スマートショップの募集及び紹介

市では、ごみの減量や資源化に対する積極的な取り組みをしている店舗を富士市ごみ減量・リサイクル協力店「スマートショップ」として認定している。これらの店舗をごみへらしタイムズや市のホームページなどで紹介し、事業者とも協力してごみ減量活動に取り組んでいる。スマートショップ認定店は、平成 26 年度実績で富士市内飲食店を中心に約 200 店舗となっている。



認定を受けたスマートショップが掲示するステッカー



### (5) ごみ分別アプリ「きみもごみ減らし隊」の提供

市のごみ情報に関して役立つツールを集めたスマートフォン用アプリケーションを民間会社と協力して開発した。このアプリは、市のごみ出しルールに特化した富士市民専用のアプリとなっており、ごみの収集日や分別方法が掲載されているほか、ごみに関するクイズで遊びながらごみに関して学んだり、市が公表しているごみの情報をいち早く入手できたりと様々な機能を持っている。



ごみ分別アプリ「きみもごみ減らし隊」の画面



### (9) 富士市地域生ごみ処理モデル事業

平成 16 年度から、50～100 世帯の利用が見込めるモデル地区 10 箇所に大型生ごみ処理機を設置し、可燃ごみの減量及び資源化を図っていく目的で開始した。生ごみを処理機まで持っていく手間などがあり利用者が年々減少していることや、メンテナンスに多額の費用がかかるなどの問題があり、平成 26 年度で本事業を終了した。



地域生ごみ処理モデル事業の実施状況

### (10) 富士市オリジナルダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん Neo」事業

生ごみの自家処理の 1 つの方法として、富士市が独自に開発した。平成 22 年度、23 年度に無料モニターを募集し、平成 24 年度からジャンボエンチャーなどをはじめとした市内ホームセンターなどで販売をしている。また、平成 25 年度からは、ふじのくにダンボールコンポスト研究会を設立し、富士宮市、焼津市、三島市と協力して事業を行っている。販売実績としては、平成 24 年度が 1,200 個、平成 25 年度が 1,494 個となっている。



### (11) 生ごみ堆肥化推進運動

市内の個人及び団体に対して EM 菌、糖蜜、容器を提供し、積極的に生ごみの堆肥化を進めていくことで可燃ごみの減量化を図っている。



堆肥化容器使用例

### (12) 衣類等拠点回収事業

まちづくりセンター等の市内公共施設に専用の回収ボックスを設置して衣類等の拠点回収を実施している。平成 24 年度から回収品目や拠点数を大幅に拡大し、回収量が大幅に増加した。回収された衣類等は国内外で再利用したり、工業用のウエスやフェルトの材料にリサイクルしている。



衣類やバッグなどの小物を回収するボックス

### (13) 廃食用油拠点回収事業

平成 20 年度から、市内のスーパーやガソリンスタンドなどで、家庭で使用した食用油の拠点回収を行っている。また、平成 22 年度からは各小学校でも回収を開始し、回収に伴う売渡金については、各小学校の PTA などの活動資金として利用されている。回収した食用油は、BDF にリサイクルし軽油の代替燃料として使用されている。

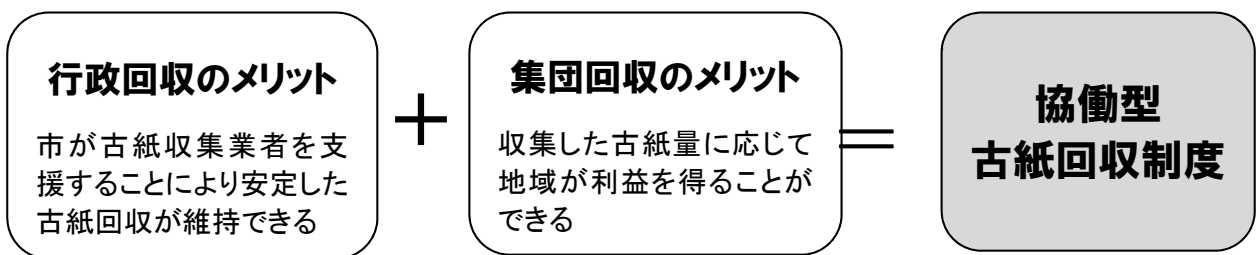
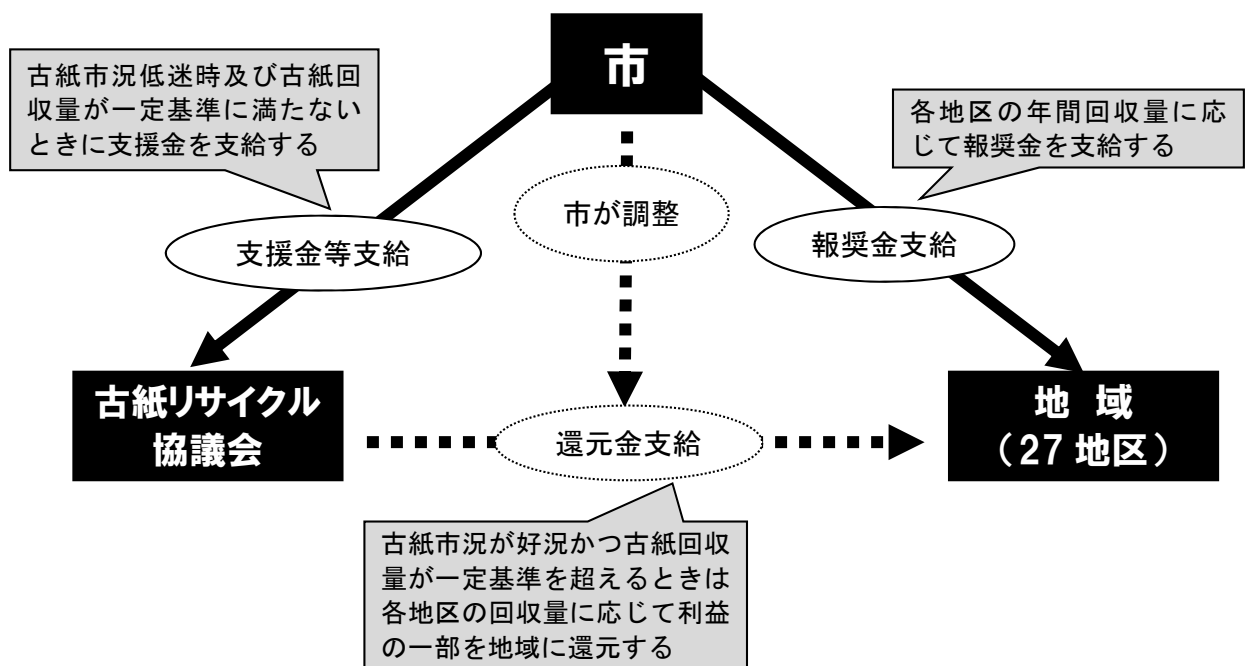


廃油回収の案内及び実施状況

(14) 協働型古紙回収事業

古紙排出先の多様化により市の古紙回収量が大幅に減少し、実質的な古紙回収コストが増加し、抜本的な古紙回収制度の見直しが必要となっていた。そこで、もっとも身近な古紙排出先である地域の集積所での古紙回収システムの維持と回収量の増加を図るため、市民、回収業者、市の三者が協働で古紙回収を実施する「協働型古紙回収事業」を平成 26 年度から実施している。

この事業は、地域の集積所での収集量に応じて報奨金を交付することにより、収集量の増加を図ると共に、回収業者に収集運搬委託費を支払わないことにより、回収コストの削減も可能となる制度となっている。



協働型古紙回収事業の概念

### (15) 不法投棄対策

市内山間地や海岸周辺を中心として不法投棄が多く、社会問題となっている。これらのことから、不法投棄監視パトロール隊を任命するなど不法投棄監視パトロールを強化して不法投棄場所及び投棄者の発見に努めている。また、不法投棄対策として警告看板を無料配布している。

#### 不法投棄の状況

平成／年度	業者による林道等不法投棄撤去	業者による林道等放置車両撤去
23	14ヶ所	1台
24	12ヶ所	0台
25	6ヶ所	0台



不法投棄の警告表示

## 第2節 ごみ量の予測

### 1. 将来推計の方法

ごみ量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説<sup>※用語集</sup>」にて示されている記述をもとに、基本的に過去5年間（平成21年度～平成25年度）の実績を基本として、推計を行っている。

これは過去の実績の傾向より将来的な数値を予測したものであり、施策の推進や新施策の実行によるごみ減量や資源化の促進については反映されないものである。ただし、平成26年度から開始した古紙の回収方法変更（p29 参照）に伴う古紙回収量の増加については、考慮に入れて計算を行っている。

なお、本推計は、次に示す5つの推計式をもとに実施し、この中から選択した。一部、推計式が適用できないものについては、個別に推計方法を別途考慮している。

- |                |                                     |
|----------------|-------------------------------------|
| ①一次傾向線         | : $y = a \cdot x + b$               |
| ②二次傾向線         | : $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$ |
| ③一次指数曲線        | : $y = a \cdot b^x$                 |
| ④べき乗曲線         | : $y = a \cdot x^b$                 |
| (ハイオーダー法)      |                                     |
| ⑤対数曲線          | : $y = a \cdot \ln x + b$           |
| x              | : 基本年度からの経過年数                       |
| y              | : 基本年度からx年後の推計値                     |
| y <sub>0</sub> | : 実績初年度の値                           |
| a, b, c        | : 最小二乗法により求められる定数                   |



## 2. 将来推計の結果（現状推移の場合）

ごみ排出量の実績と中間・計画目標年次である平成 31 年度及び平成 36 年度の各年度における推計結果を P36 及び P37 にまとめた。その結果の要点を整理すると以下の通りである。この予測結果は、現状のごみ減量施策のまま追加施策を講じずに推移した場合の推計値である。

### 予測結果の要点

項目		実績及び予測結果の概要
人 口		平成 22 年度以降減少傾向となっている。平成 26 年度に市が独自に実施した推計（コーホート要因法）によると、平成 36 年度には平成 25 年度に比べ、約 13,900 人程度減少するものと予測される。
家庭系 （1人1日当たり ごみ排出量）	可燃ごみ	平成 21 年度から平成 25 年度ではそれほど大きな増減はしていないものの直近の平成 24 年度及び平成 25 年度では、減少傾向となっている。なお、平成 23 年度に増加しているのは台風の影響によるものである。予測には直近の結果が反映され、微減傾向がつづくものと予測している。
	埋立ごみ	直近の 3 ヶ年では、減少傾向となっている。予測にはこの結果が反映され、減少傾向がつづくものと予測している。
	罹災物	罹災物の増減は大きく、推計式による予測は妥当ではないと考え、平成 25 年度と同程度と設定した。
	資源物	資源物は、原単位（1人1日当たりの排出量）で見ても衣類・布類、廃食用油、小型家電を除き減少傾向となっている。全体的に見ると「びん」や「古紙」の減少量が大きいこともあり、減少傾向となっている。 なお、古紙は、H26 は 2,700 トン程度の見込み。地区報奨金のインセンティブなども考慮すると 3,000～3,500 トン程度を維持できると考える。
その他	許可業者が搬入するごみ	平成 21 年度から平成 25 年度ではそれほど大きな増減はしていないものの直近の 3 ヶ年では、減少傾向となっている。 予測にはこの結果が反映され、微減傾向がつづくものと予測している。
	し尿汚泥	ここ 5 年間は減少傾向となっており、処理対象人口に比例する関係があることから、減少傾向が続くと予測される。
	下水汚泥	計画的に資源化を進めているため減少傾向が続くと考える。
	資源物(剪定枝)	直近の 4 ヶ年では、減少傾向となっている。 予測にはこの結果が反映され、微減傾向がつづくものと予測している。

ごみ量の実績と予測結果

項目		記号	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H31	H36	
人口	行政区域内人口	(1)	人	261,573	261,335	260,559	259,339	258,241	251,960	244,361	
	計画収集人口	(2)	人	261,573	261,335	260,559	259,339	258,241	251,960	244,361	
	自家処理人口	(3)	人	0	0	0	0	0	0	0	
原単位	計画収集量 合計	(4)	g/人・日	645.28	627.94	626.07	613.78	607.17	610.09	607.21	
	可燃ごみ	(5)	g/人・日	481.20	483.61	496.29	492.56	489.64	482.18	479.99	
	埋立ごみ	(6)	g/人・日	23.54	24.38	25.82	22.72	19.66	18.61	17.97	
	罹災物	(7)	g/人・日	4.39	4.26	2.51	3.14	4.99	4.99	4.99	
	資源物	(8)	g/人・日	136.15	115.69	101.45	95.36	92.88	104.31	104.26	
	びん	(9)	g/人・日	19.79	19.66	19.42	19.16	18.59	18.15	17.89	
	かん	(10)	g/人・日	8.54	8.15	7.55	7.29	7.12	6.56	6.25	
	金属類	(11)	g/人・日	11.71	10.79	11.29	9.89	9.03	7.36	6.88	
	古紙類	(12)	g/人・日	65.36	48.32	35.83	28.28	24.41	37.00	37.00	
	ペットボトル	(13)	g/人・日	6.49	6.30	5.75	5.59	5.37	4.71	4.46	
	プラスチック製容器包装	(14)	g/人・日	23.03	21.12	20.15	19.62	19.62	19.62	19.62	
	ウエス	(15)	g/人・日	0.18	0.21	0.30					
	衣類・布類	(16)	g/人・日				4.28	4.70	6.81	8.03	
	白色トレイ	(17)	g/人・日	0.02	0.01	0.01					
	剪定枝	(18)	g/人・日	0.95	1.04	1.01	0.69	0.70	0.70	0.70	
	廃食用油	(19)	g/人・日	0.08	0.09	0.14	0.19	0.21	0.27	0.30	
	小型家電	(20)	g/人・日				0.37	3.13	3.13	3.13	
	年間排出量	計画収集(家庭ごみ)	(21)	t/年	61,607	59,897	59,543	58,099	57,229	56,106	54,158
		可燃ごみ	(22)	t/年	45,942	46,130	47,199	46,625	46,152	44,344	42,811
		埋立ごみ	(23)	t/年	2,247	2,326	2,456	2,151	1,853	1,711	1,603
罹災物		(24)	t/年	419	406	239	297	470	459	445	
資源物		(25)	t/年	12,999	11,035	9,649	9,026	8,754	9,592	9,299	
びん		(26)	t/年	1,889	1,875	1,847	1,814	1,752	1,669	1,596	
かん		(27)	t/年	815	777	718	690	671	603	557	
金属類		(28)	t/年	1,118	1,029	1,074	936	851	677	614	
古紙類		(29)	t/年	6,240	4,609	3,408	2,677	2,301	3,403	3,300	
ペットボトル		(30)	t/年	620	601	547	529	506	433	398	
プラスチック製容器包装		(31)	t/年	2,199	2,015	1,916	1,857	1,849	1,804	1,750	
ウエス		(32)	t/年	17	20	29					
衣類・布類		(33)	t/年				405	443	626	716	
白色トレイ		(34)	t/年	2	1	1					
剪定枝		(35)	t/年	91	99	96	65	66	64	62	
廃食用油		(36)	t/年	8	9	13	18	20	25	27	
小型家電		(37)	t/年				35	295	288	279	
直接搬入(持込ごみ)		(38)	t/年	27,865	27,827	27,801	27,019	26,203	25,358	25,033	
可燃ごみ		(39)	t/年	26,774	26,687	26,707	26,195	25,399	24,668	24,402	
許可業者		(40)	t/年	21,196	21,356	21,288	21,253	21,046	21,002	20,973	
し尿汚泥	(41)	t/年	1,926	1,906	1,838	1,745	1,509	1,429	1,359		
下水汚泥	(42)	t/年	3,652	3,425	3,581	3,197	2,844	2,237	2,070		
資源物	(43)	t/年	1,091	1,140	1,094	824	804	690	631		
剪定枝	(44)	t/年	1,091	1,140	1,094	824	804	690	631		
年間排出量 合計	(45)	t/年	89,472	87,724	87,344	85,118	83,432	81,464	79,191		
可燃ごみ	(46)	t/年	72,716	72,817	73,906	72,820	71,551	69,012	67,213		
埋立ごみ	(47)	t/年	2,247	2,326	2,456	2,151	1,853	1,711	1,603		
罹災物	(48)	t/年	419	406	239	297	470	459	445		
資源物	(49)	t/年	14,090	12,175	10,743	9,850	9,558	10,282	9,930		

※人口について

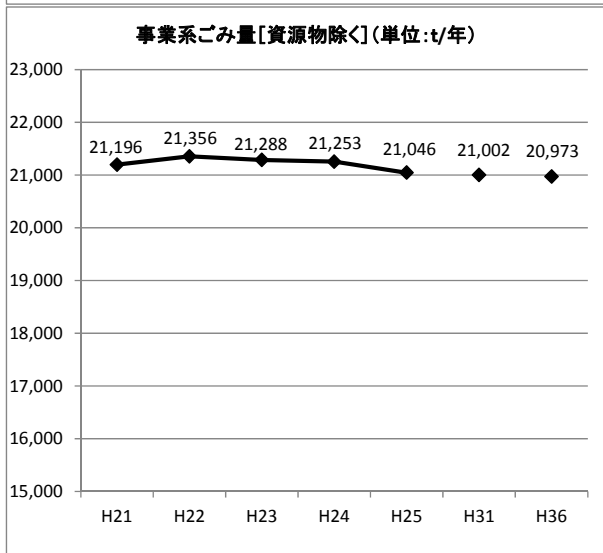
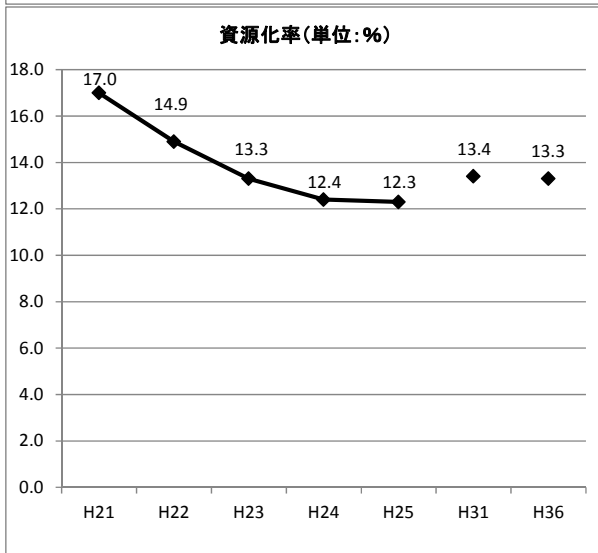
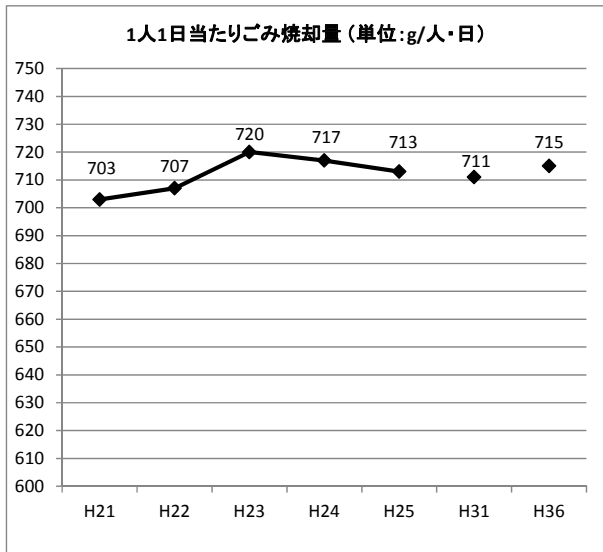
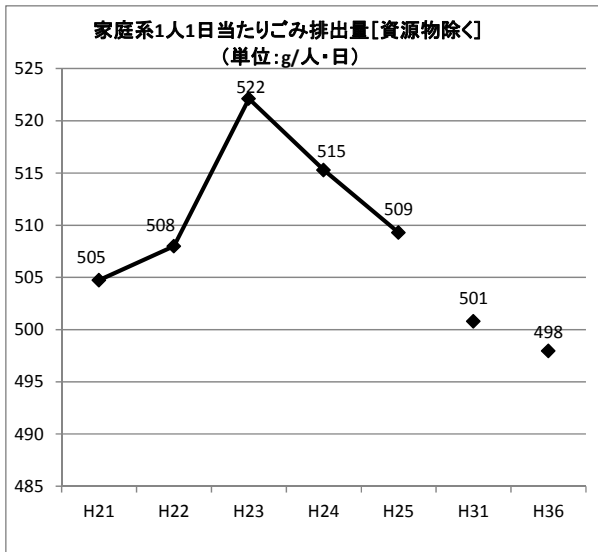
- 平成 25 年度までは年度末（3 月 31 日）の実績値。
- 平成 31 年度の想定人口は平成 32 年 4 月 1 日の推計値を年度末の人口としている。
- 平成 36 年度の想定人口は平成 37 年 4 月 1 日の推計値を年度末の人口としている。

ごみ処理量及び指標値の実績と予測結果

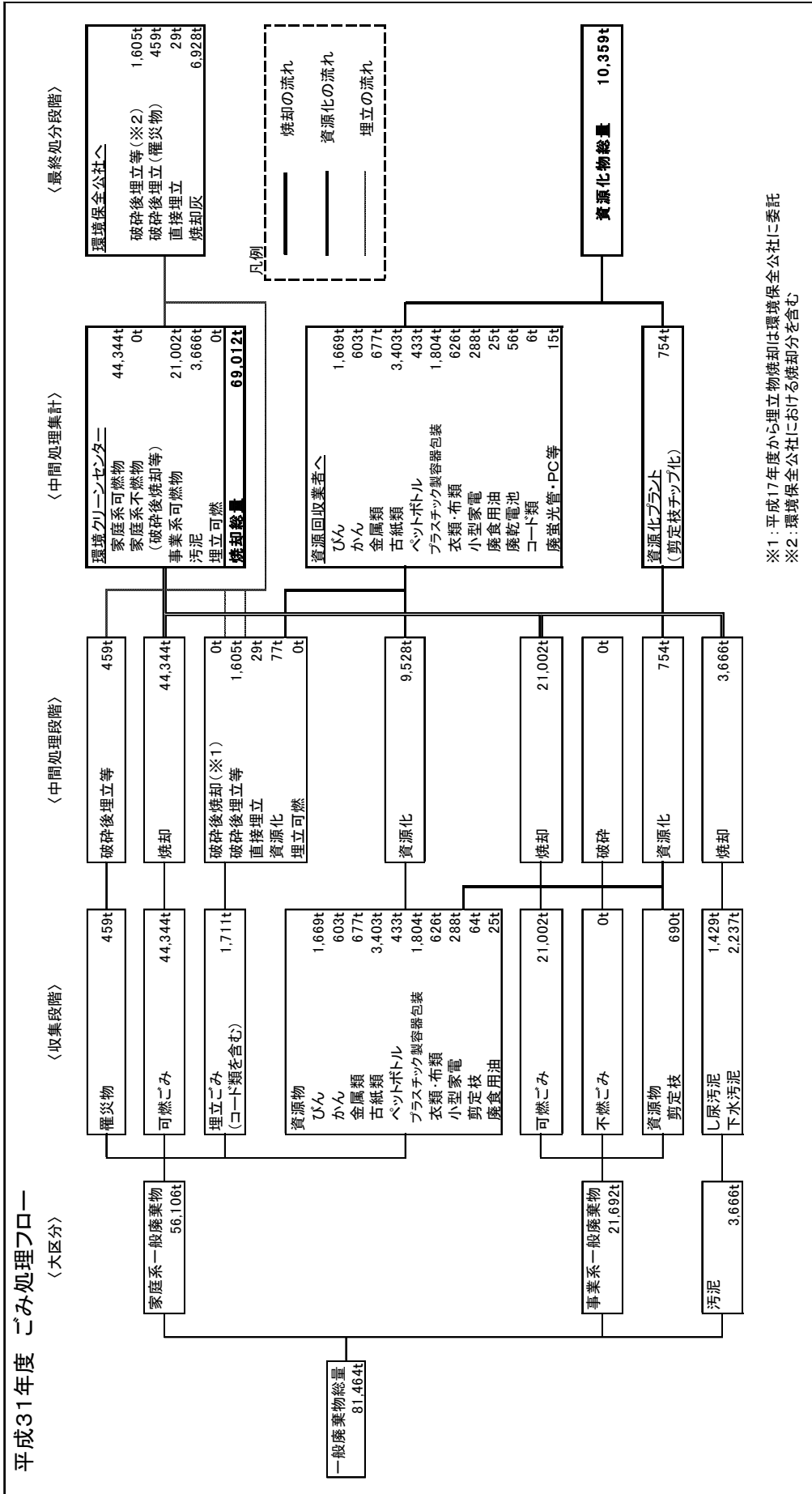
	項 目	記号	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H31	H36
処理 処分 内 訳	焼却処理	(50)	t/年	72,716	72,817	74,302	73,188	71,551	69,012	67,213
	直接焼却	(51)	t/年	72,716	72,817	73,906	72,820	71,551	69,012	67,213
	破碎残渣	(52)	t/年	0	0	396	368	0	0	0
	破碎・選別等処理	(53)	t/年	2,565	2,635	2,178	1,977	2,208	2,064	1,949
	選別・圧縮等処理	(54)	t/年							
	最終処分	(55)	t/年	10,212	10,425	10,248	9,378	9,422	9,021	8,724
	直接埋立	(56)	t/年	35	30	39	30	31	29	27
	焼却残渣	(57)	t/年	7,612	7,760	8,031	7,371	7,183	6,928	6,748
	破碎・選別等処理	(58)	t/年	2,565	2,635	2,178	1,977	2,208	2,064	1,949
	資源化	(59)	t/年	14,156	12,242	10,825	9,923	9,642	10,359	10,002
	直接資源化	(60)	t/年	6,260	4,632	3,441	3,086	2,751	4,029	4,016
	集団回収資源化	(61)	t/年							
	選別・圧縮等処理資源化	(62)	t/年	7,896	7,610	7,384	6,837	6,891	6,330	5,986
指 標	1人1日当たりごみ排出量(資源物除く)	(63)	g/人・日	504.73	507.99	522.11	515.28	509.29	501	498
	資源化率	(64)	%	17.0	14.9	13.3	12.4	12.3	13.4	13.3
	1人1日当たりごみ焼却量	(65)	g/人・日	703	707	720	717	713	711	715
	事業系ごみ量(資源物除く)	(66)	t/年	21,196	21,356	21,288	21,253	21,046	21,002	20,973
参 考 値	汚泥除くごみ焼却量	(67)	t/年	67,138	67,486	68,487	67,878	67,198	65,346	63,784
	資源物、汚泥除くごみ排出量	(68)	t/年	69,385	69,812	70,943	70,029	69,051	67,057	65,387
	家庭系ごみ量(可燃・埋立のみ)	(69)	t/年	48,189	48,456	49,655	48,776	48,005	46,055	44,414

※各指標にはし尿汚泥及び下水汚泥を含まない。

### 各指標の予測値

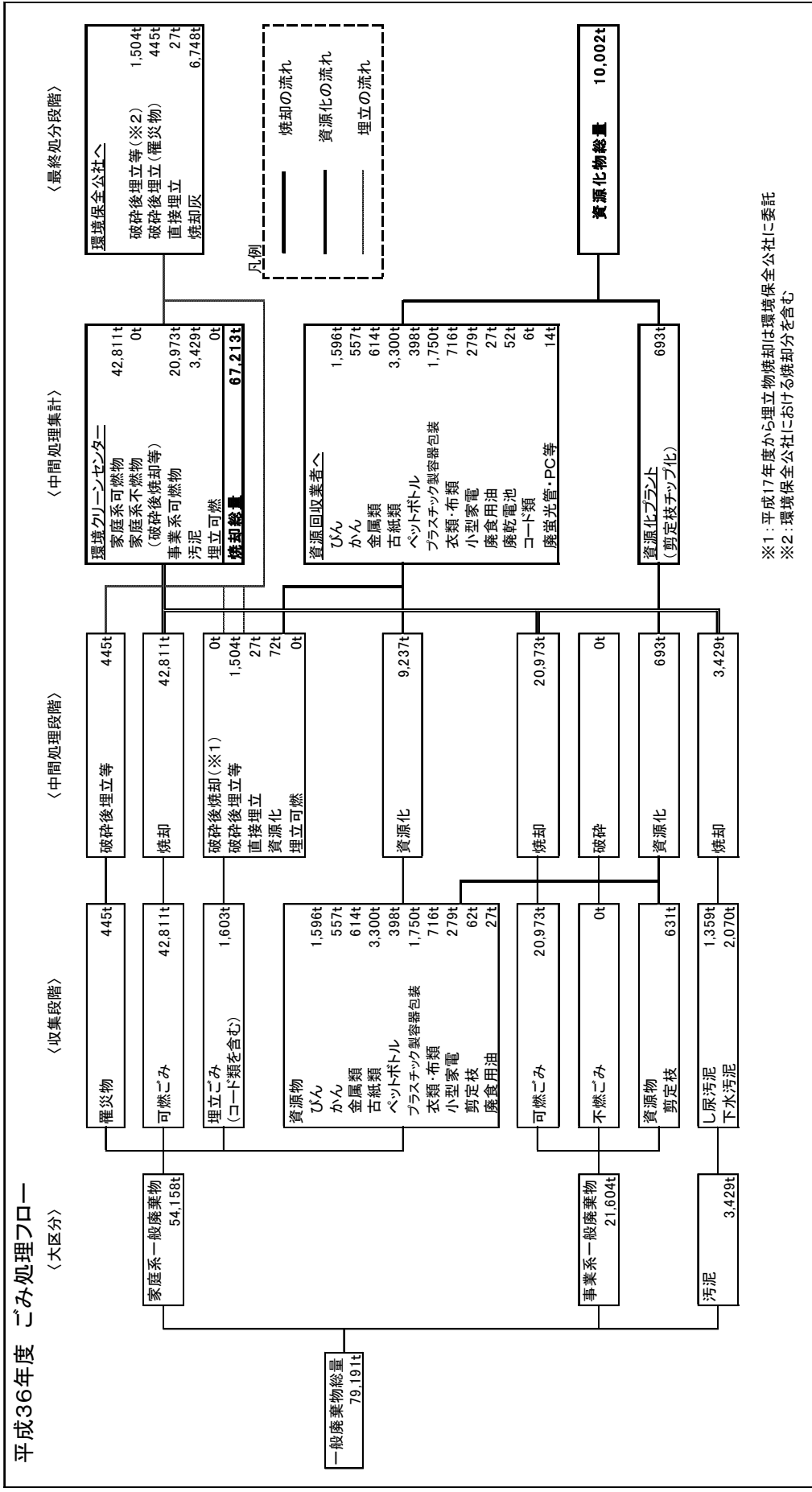


中間目標年度におけるごみ処理フローシート（現状施策のまま推移した場合）



※1:平成17年度から埋立物焼却は環境保全公社に委託  
 ※2:環境保全公社における焼却分を含む

計画目標年度におけるごみ処理フローシート（現状施策のまま推移した場合）



※1:平成17年度から埋立物焼却は環境保全公社に委託  
 ※2:環境保全公社における焼却分を含む

### 第3節 発生・排出抑制・再資源化の課題

#### 1. 排出抑制・再生利用の啓発、住民への協力要請に関する課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ごみの分け方・出し方、ごみの分け方便利帳の全戸配布及びインターネット上における公開</li> <li>◇ 指定袋制度</li> <li>◇ ごみマイスター制度</li> <li>◇ ごみ減量説明会・出前講座</li> <li>◇ ごみ分別かるたの貸し出し</li> <li>◇ ごみ減量・ポイ捨て禁止ポスターの募集及び紹介</li> <li>◇ スマートショップの募集及び紹介</li> <li>◇ ごみ分別スマホ用アプリ「きみもごみ減らし隊」の公開（無償）</li> <li>◇ ごみ減量情報誌「ごみへらしタイムズ」の発行</li> <li>◇ 生ごみ資源化ガイドブック発行</li> <li>◇ ウェブサイトによるPR、啓発</li> <li>◇ 不法投棄パトロール</li> <li>◇ 市民清掃活動の支援</li> <li>◇ 環境クリーンセンターの見学会実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民団体との連携及び活動支援</li> <li>◇ 地域に密着した減量啓発・指導</li> <li>◇ 教育機関との連携強化</li> <li>◇ 環境啓発・教育活動の拠点整備</li> </ul>

#### 2. 生ごみ減量に関する課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん」の普及促進</li> <li>◇ 富士市地域生ごみ処理モデル事業</li> <li>◇ 生ごみ堆肥化資材の配布</li> <li>◇ 生ごみ水切り運動の促進</li> <li>◇ 家庭用生ごみ処理機器及び大型生ごみ処理機の補助金制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 生ごみ自家処理の更なる推進</li> <li>◇ 生ごみ収集及び処理方法の研究、検討</li> <li>◇ 大型生ごみ処理機の普及促進</li> <li>◇ 事業系生ごみのリサイクルルートの研究・検討</li> </ul>

### 3. 事業系ごみの減量に関する課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業系ごみ料金の設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 剪定枝以外 120 円/10kg (H27.4～ 123 円/10kg に改定)</li> <li>・ 剪定枝 73.5 円/10kg (H27.4～ 100 円/10kg に改定)</li> </ul> </li> <li>◇ 受入時の搬入状況のチェック</li> <li>◇ 事業系ごみの分け方と処理方法の指導、パンフレットの配布</li> <li>◇ 事業者を交えた懇話会の開催</li> <li>◇ 事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱に基づく指導</li> <li>◇ スマートショップの認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業系可燃ごみの減量化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立ち入り指導</li> <li>・ 指定袋の導入</li> <li>・ 生ごみ資源化促進</li> </ul> </li> <li>◇ 搬入検査の強化</li> <li>◇ 事業系一般廃棄物に対する民間リサイクルルート構築</li> </ul>

### 4. その他発生抑制・再使用・再資源化施策に関する課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 協働型古紙回収制度の導入 (平成 26 年 4 月～)</li> <li>◇ 古紙回収日変更 (月 1 回→2 回、土曜日)</li> <li>◇ 各種資源物の分別回収 (かん、びん、ペットボトル等)</li> <li>◇ 剪定枝のチップ化事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 古紙回収量の増加               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の紙の回収方法改善策検討</li> </ul> </li> <li>◇ 衣類・布類の分別徹底</li> <li>◇ ステーション回収の実施</li> <li>◇ 持ち込みごみ・粗大ごみの有料化</li> <li>◇ 焼却灰の資源化</li> </ul>



## 5. ごみ収集に関する課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 家庭系持ち込みごみを無料で受け入れ</li> <li>◇ 可燃ごみ収集の半分を民間委託化</li> <li>◇ 高齢者世帯等の大型ごみ個別収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 持ち込みごみ抑制対策</li> <li>◇ 効率的な収集体制の検討</li> <li>◇ 超高齢社会に対応した収集体制の検討</li> </ul>

## 6. 中間処理に関する課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 昭和 61 年に設置した焼却施設での処理の実施</li> <li>◇ 剪定枝モデル事業によるチップ化の実施（平成 12 年度～）</li> <li>◇ 温水プールへの余熱供給</li> <li>◇ ごみ焼却熱を利用した発電と余剰電力の売電</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 老朽化した焼却施設の速やかな更新</li> <li>◇ 新施設の計画規模 250 t /日に応じたごみ減量の推進</li> <li>◇ 災害時における受入計画の検討</li> <li>◇ 環境負荷の低減とごみ焼却熱の更なる有効利用</li> </ul>

## 7. 最終処分に関する課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成 17 年度から（株）富士環境保全公社に委託して処分</li> <li>◇ 焼却灰は全量埋立処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 焼却灰の資源化による最終処分量の削減</li> <li>◇ 次期最終処分場の検討</li> </ul>

## 第4節 市民の意識

平成25年度第42回世論調査報告書から「ごみの減量化とリサイクル推進」に関する意識について調査した結果を以下に抜粋して記載する。

### 1. 調査概要

項目	内容
調査地域	富士市全域
調査対象	富士市在住の満20歳以上80歳未満の男女
標本数	3,000人
抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出
調査方法	郵送調査
調査期間	平成25年6月14日～平成25年7月1日
有効回収数	1,750人(58.3%)

### 2. 調査結果の概要

アンケート調査結果の質問内容とその結果の概要について以下に示す。

問1 あなたは、お住まいの地区の「ごみ収集日」を知っていますか。次の中から知っているものをすべて選んで下さい。	
回答内容	比率(%)
1 燃えるごみの日(週2回)	97.6
2 プラスチック製容器包装の日(週1回)	88.9
3 古紙類の日(月1回)	77.3
4 びん・ペットボトルの日(月1回)	82.3
5 埋立てごみの日(月1回)	80.2
6 かん・金属類の日(月1回)	81.4
7 この中には1つもない	2.1
8 無回答	0.2

居住地区における「ごみ収集日」の認知状況を尋ねたところ、「燃えるごみの日」の認知率が97.6%と最も高く、次いで「プラスチック製容器包装の日」が88.9%となっている。「びん・ペットボトルの日」「かん・金属類の日」「埋立てごみの日」についても8割を超す人が認知している。

年代別で見ると、「燃えるごみの日」についてはいずれの年代も9割以上の認知率となっている。その他の項目については、20代と30代で認知率が低くなっており、特に20代では「びん・ペットボトルの日」「かん・金属類の日」「埋立てごみの日」「古紙類の日」のいずれも5割に満たない認知率となっている。

問2 市が取り組んでいる「ごみ減量やリサイクル推進」についての施策の中で、あなたが知っているものをすべて選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 ごみのカレンダー（毎年3月に全世帯配布）	89.0
2 ごみの分け方便利帳（3年ごとに全世帯配布）	75.4
3 ごみ情報誌「ごみへらしタイムズ」（年4回全世帯配布）	31.6
4 富士市オリジナルダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん NEO」	41.1
5 家庭用生ごみ処理機購入費補助金制度	33.7
6 EMぼかし用資材（バケツなど）無料配布	14.4
7 まちづくりセンターなどで行っている古着・小物などの拠点回収	55.7
8 小学校やスーパーなどで行っている廃食用油の拠点回収	29.5
9 スマートフォン用ごみ分別アプリ「きみもごみ減らし隊」	5.3
10 スマートショップ認定制度	1.8
11 ごみマイスター制度	7.0
12 この中には1つもない	4.7
13 無回答	0.5

「ごみ減量やリサイクル推進」に関わる市の施策についての認知状況を尋ねたところ、「ごみカレンダー」が89.0%と最も高く、次いで「ごみの分け方便利帳」が75.4%、「まちづくりセンターなど行っている古着・小物などの拠点回収」が55.7%となっている。一方、「ごみマイスター制度」「スマートフォン用ごみ分別アプリ『きみもごみ減らし隊』」「スマートショップ認定制度」については、1割に満たない認知率となっている。

年代別で見ると、いずれの年代も「ごみカレンダー」が最も高く、30代以上では8割以上が認知している。各項目とも、年代が上がるにつれて認知率が高くなる傾向にあるが、「小学校やスーパーなどで行っている廃食用油の拠点回収」については小学生の親世代にあたる30代、40代が他の世代と比べて高くなっている。

問3 あなたのお宅では、古紙をどのようにして処理していますか。次の中から主な処理方法を2つ以内で選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 市で決められている月1回の収集日に地域の集積所に出す	46.3
2 スーパーや市内各所に設置されている「古紙回収ボックス」に出す	57.3
3 P T Aや子ども会、町内会などが独自に行う回収に出す	38.5
4 古紙回収業者に直接持って行く	9.5
5 巡回している古紙回収業者に出す	8.0
6 燃えるごみと一緒に出す	1.5
7 その他	0.7
8 無回答	0.6

自宅での古紙の処理状況について尋ねたところ、「スーパーや市内各所に設置されている『古紙回収ボックス』に出す」が57.3%で最も高く、次いで「市で決められている月1回の収集日に地域の集積所に出す」が46.3%、「P T Aや子ども会、町内会などが独自に行う回収に出す」が38.5%となっている。

年代別で見ると、20～50代では「スーパーや市内各所に設置されている『古紙回収ボックス』に出す」が最も高く、20～40代では「市で決められている月1回の収集日に地域の集積所に出す」に20ポイント以上の差をつけている。60代、70代では「市で決められている月1回の収集日に地域の集積所に出す」が最も高くなっている。

問4 市による地域の集積所での古紙回収量をふやすためには、どのようにしたら良いと思いますか。あなたが有効だと思うものを2つ以内で選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 古紙が家にたまらないよう、収集日を月2回以上にふやす	37.6
2 古紙をまとめる時間がとれる休日を収集日にする(例:土曜日など)	18.4
3 集積所まで古紙を持って行く労力を減らすため、集積所をふやす	29.4
4 集積所に出された古紙の量に応じて、地域(町内会や区など)に報奨金を交付する	22.2
5 その他	5.4
6 現状のやり方でよい	28.3
7 無回答	1.8

市による古紙収集量をふやすための有効な手段について尋ねたところ、「古紙が家にたまらないよう、収集日を月2回以上にふやす」が37.6%で最も高く、次いで「集積所まで古紙を持っていく労力を減らすため、集積所をふやす」が29.4%、「集積所に出された古紙の量に応じて、地域(町内会や区など)報奨金を交付する」が22.2%と続く。また、「現状のやり方でよい」は28.3%となっている。

年代別に見ると、「集積所をふやす」は年代が低いほど、「地域(町内会や区など)に報奨金を交付する」は年代が高いほど、数値が高くなっている。

問5 燃えるごみの中には、リサイクル可能な「その他の紙」が多く含まれています。「その他の紙」の分別をさらに進めるにはどのようにしたら良いと思いますか。次の中からあなたが最もよいと思う方法を1つだけ選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 分別を徹底するよう、市民向けの説明会を実施する	6.4
2 分別を徹底するよう、広報誌などでPRする	30.2
3 分別用の紙袋がない人のために紙袋を無料で配布する	46.7
4 分別用の紙袋がない人のために紙袋を有料で販売する	5.6
5 その他	3.5
6 無回答	7.6

「その他の紙」の分別を進めるために必要と思われる方策について尋ねたところ、「分別用の紙袋がない人のために紙袋を無料で配布する」が46.7%で最も高く、次いで「分別を徹底するよう、広報誌などでPRする」が30.2%となっており、この2項目で8割近くを占めている。

年代別で見ると、「分別用の紙袋がない人のために紙袋を無料で配布する」は特に20～40代で5割を越す高い数値となっている。一方、「分別を徹底するよう、広報誌などでPRする」について、50代以上で3割以上と高くなっている。

問6 あなたのお宅では、ごみの量を減らすためにどのような工夫をしていますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 燃えるごみは自家焼却処理をしている (現在は法律で原則禁止されている)	1.0
2 生ごみを電気式または手動式生ごみ処理機で処理している	2.3
3 生ごみをEMぼかしで堆肥化している	3.1
4 生ごみをダンボールコンポスト(「だっくす食ん太くんNEO」など)で処理している	1.8
5 2, 3, 4以外の方法で生ごみを処理している	9.4
6 生ごみの水切りを徹底している	54.4
7 必要ないものは極力買わないように心がけている	35.0
8 買い物には買い物袋(マイバッグ <sup>※用語集</sup> )を持参するようにしている	88.0
9 デパートなどで過剰包装・不要包装を断るようにしている	33.1
10 使い捨て容器入り商品の購入は避けて、詰め替え可能な商品を買うようにしている	45.3
11 新聞紙、ダンボール、ペットボトルなどの資源物は、分別しリサイクルに回している	84.2
12 不要になった衣類は、まちづくりセンターの回収ボックスに出したり、リサイクルショップへ持って行ったりしている	40.5
13 使えるものは可能な限り再利用している	36.7
14 エコマークやグリーンマークのついた再生品を積極的に購入するようにしている	8.0
15 故障した製品もできるだけ修理して使用する	21.2
16 その他	0.6
17 特に何もしていない	1.9
18 無回答	0.5

家庭におけるごみ減量の工夫について尋ねたところ、「買い物には買い物袋(マイバッグ)を持参するようにしている」88.0%、「新聞紙、ダンボール、ペットボトルなどの資源物は、分別しリサイクルに回している」が84.2%と、この2項目が8割を越す高い数値となっている。次いで「生ごみの水切りを徹底している」が54.4%、「使い捨て容器入り商品の購入は避けて、詰め替え可能な商品を買うようにしている」が45.3%と続く。「生ごみをEMぼかしで堆肥化している」「生ごみを電気式または手動式生ごみ処理機で処理している」「生ごみをダンボールコンポスト(「だっくす食ん太くんNEO」など)で処理している」などはいずれも5%に満たず、生ごみの減量化、堆肥化については低い実施率となっている。

年代別で見ると、「買い物には買い物袋(マイバッグ)を持参するようにしている」および「新聞紙、ダンボール、ペットボトルなどの資源物は、分別しリサイクルに回している」については、30代以上ではすべての年代で8割を越す高い実施率となっている。「生ごみの水切りを徹底している」については年代が上がるにつれて高くなっているが、「使い捨て容器入り商品の購入は避けて、詰め替え可能な商品を買うようにしている」は30代、40代で高い実施率となっている。

問7 ごみの減量化や公平化を図るために、一般家庭のごみ処理を有料化している市町村があります。ごみの有料化についてあなたはどのように思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 ごみの減量化やリサイクルの推進に役立つのなら、ごみ処理の有料化もやむを得ない	7.9
2 税金だけでごみを処理するのは、ごみをたくさん出す人とそうでない人とで不公平になるので、排出量に応じたごみ処理手数料の有料化（一定以上排出する人を有料にするなど）を実施すべきである	5.8
3 市民生活が多様化しているのだから、できるだけ市民が面倒でないシステムにすべきで、それにかかる経費はごみ処理の有料化で対応すべきである	4.3
4 ごみ処理は個人の責任だと思うから、処理費を負担するのは当然である	2.5
5 これまでも無料だったのだから、有料化には反対である	12.4
6 有料化しても、ごみの減量化にはならないと思うので、有料化には反対である	8.7
7 有料化すると、ごみの不法投棄がふえるなど弊害が生じるので反対である	41.5
8 理由がどうあれ、税金を払っているのだから、ごみの有料化には反対である	6.5
9 その他	0.6
10 わからない	2.5
11 無回答	7.3

ごみの有料化についての賛否を尋ねたところ、「ごみ減量化やリサイクルの推進に役立つのなら、ごみ処理の有料化もやむを得ない」などの賛成派は20.5%にとどまっており、「これまでも無料だったのだから、有料化には反対である」などの反対派が69.1%と多数を占めている。特に反対派の中でも「有料化すると、ごみの不法投棄がふえるなどの弊害が生じるので反対である」が41.5%と高い割合を占めている。

年代別で見ると、年代が上がるほど賛成派の割合が高く、60代、70代では約25%にのぼる。

問7-1 有料化の対象となるごみは何が望ましいと思いますか。次の中から1つだけ選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 燃えるごみのみ	20.1
2 粗大ごみ（家具・家電製品など）のみ	57.3
3 資源物（かん・びん・古紙類など）を除くすべてのごみ	18.2
4 その他	0.6
5 無回答	3.9

問7でごみの有料化に対して「賛成」の回答をした人に、有料化に望ましいと思われるごみについて尋ねたところ、「粗大ごみ（家具・家電製品など）のみ」が57.3%と半数以上を占めている。次いで「燃えるごみのみ」が20.1%、「資源物（かん・びん・古紙類など）を除くすべてのごみ」が18.2%となっている。

年代別で見ると、いずれの年代も「粗大ごみ（家具・家電製品など）のみ」が約半数を占めているが、50代では「燃えるごみのみ」が26.6%で他の年代と比較して高い割合となっている。

問7-2 有料化する場合の料金はどのように設定すべきだと思いますか。次の中から1つだけ選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 近隣の市町の料金を参考に、公共料金として均衡性を考慮して設定する	18.4
2 全国的な先進事例を参考に、本市と人口規模・都市形態などが類似している都市の料金体系を参考に設定する	13.7
3 実際のごみ処理（収集・運搬、焼却、埋立処分）に係る経費（人件費、委託料、施設の運転管理費など）や有料袋作成費などコストを総合的に勘案して、その一定部分を負担するという考えに基づき設定する	28.2
4 原因者（排出者）負担原則に基づき、一定量まで税金でまかなうがそれ以上は排出量に応じた料金設定を行う	29.6
5 その他	0.6
6 わからない	5.3
7 無回答	4.2

問7でごみの有料化に対して「賛成」の回答をした人に、有料化する場合の料金設定について尋ねたところ、「原因者（排出者）負担原則に基づき、一定量までは税金で賄うがそれ以上は排出量に応じた料金設定を行う」が29.6%、「実際のごみ処理に係る経費や有料袋作成費などのコストを総合的に勘案して、その一定部分を負担するという考えに基づき設定する」が28.2%と、この2項目の割合が特に高くなっている。

年代別で見ると、40代では「全国的な先進事例を参考に、本市と人口規模・都市形態などが類似している都市の料金体系を参考に設定する」も24.0%と高くなっている。

問7-3 有料化する場合の料金体系はどのようにすべきだと思いますか。次の中から1つだけ選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 重量、容量に応じた料金体系（従量制）	60.1
2 1戸当たりの固定料金体系（定額制）	11.2
3 世帯人数に応じた料金体系（人数制）	14.0
4 その他	1.4
5 わからない	7.8
6 無回答	5.6

問7でごみの有料化に対して「賛成」の回答をした人に、有料化する場合の料金体系について尋ねたところ、「重量、容量に応じた料金体系（従量制）」が60.1%と多数となっており、「世帯人数に応じた料金体系（人数制）」が14.0%、「1戸当たりの固定料金体系（定額制）」が11.2%と続く。

年代別に見ると、「重量、容量に応じた料金体系（従量制）」を希望する割合は、年代が低くなるにつれて高くなっており、特に40代以下では7割を越える数値となっている。一方、60代以上では「世帯人数に応じた料金体系（人数制）」を推す人の割合が2割以上と高くなっている。

問7-4 有料化する場合の料金の徴収方法はどのようにすべきと思いますか。次の中から1つだけ選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 現在のごみ袋の価格に処理料金を上乗せする方法 (有料指定袋制)	57.3
2 処理券 (シール) をスーパーなどで購入し、ごみ袋に貼る方法 (処理券貼付制)	16.2
3 あらかじめ市の窓口などでチケットを購入し、スーパーなどで指定袋と引きかえる方法 (チケット引きかえ制)	3.9
4 その他	2.0
5 わからない	14.5
6 無回答	6.1

問7でごみの有料化に対して「賛成」の回答をした人に、有料化する場合の料金の徴収方法について尋ねたところ、「現在のごみ袋の価格に処理料金を上乗せする方法 (有料指定袋制)」が57.3%と多数を占めている。次いで「処理券 (シール) をスーパーなどで購入し、ごみ袋に貼る方法 (処理券貼付制)」が16.2%となっており、「あらかじめ市の窓口などでチケットを購入し、スーパーなどで指定袋と引きかえる方法 (チケット引きかえ制)」は3.9%と少数である。

年代別で見ると、いずれの年代も「現在のごみ袋の価格に処理料金を上乗せする方法 (有料指定袋制)」が5割以上となっているが、20～40代では「処理券 (シール) をスーパーなどで購入し、ごみ袋に貼る方法 (処理券貼付制)」も2割以上と高くなっている。



問 8 ごみ処理を有料化せずにごみを減量化するには、どのようにすればいいと思いますか。あなたの考えに近いものを2つ以内で選んで下さい。	
回答内容	比率 (%)
1 市民への説明会などを実施し、「その他の紙」や「プラスチック製容器包装」の分別徹底を呼びかける	36.6
2 広報ふじやウェブサイト、新聞、ラジオなどのメディアを活用してごみ減量をPRする	29.5
3 市が生ごみを資源物として分別収集し堆肥化する	25.3
4 ダンボールコンポスト、EMぼかし、生ごみ処理機などを利用した家庭での生ごみの減量・堆肥化を推進する	18.6
5 地域に「ごみ減量推進員」を置き、地域ぐるみでごみ減量に取り組む体制をつくる	10.3
6 学校でのごみ減量についての学習機会を充実させ、親子でごみ減量に取り組む	23.5
7 その他	4.0
8 わからない	6.3
9 無回答	2.7

有料化せずにごみを減量するための考えを尋ねたところ、「市民への説明会などを実施し、『その他の紙』や『プラスチック製容器包装』の分別徹底を呼びかける」が36.6%で最も高く、次いで「広報ふじやウェブサイト、新聞、ラジオなどのメディアを活用してごみ減量をPRする」が29.5%、「市が生ごみを資源物として分別収集し堆肥化する」が25.3%と続く。

年代別で見ると、20代では「広報ふじやウェブサイト、新聞、ラジオなどのメディアを活用してごみ減量をPRする」が30.6%で最も高く、また30代においては「学校でのごみ減量についての学校機会を充実させ、親子でごみ減量に取り組む」、「広報ふじやウェブサイト、新聞、ラジオなどのメディアを活用してごみ減量をPRする」が「市民への説明会の実施～」を上回る数値となっている。

### 第3章 基本計画

#### 第1節 計画の目標

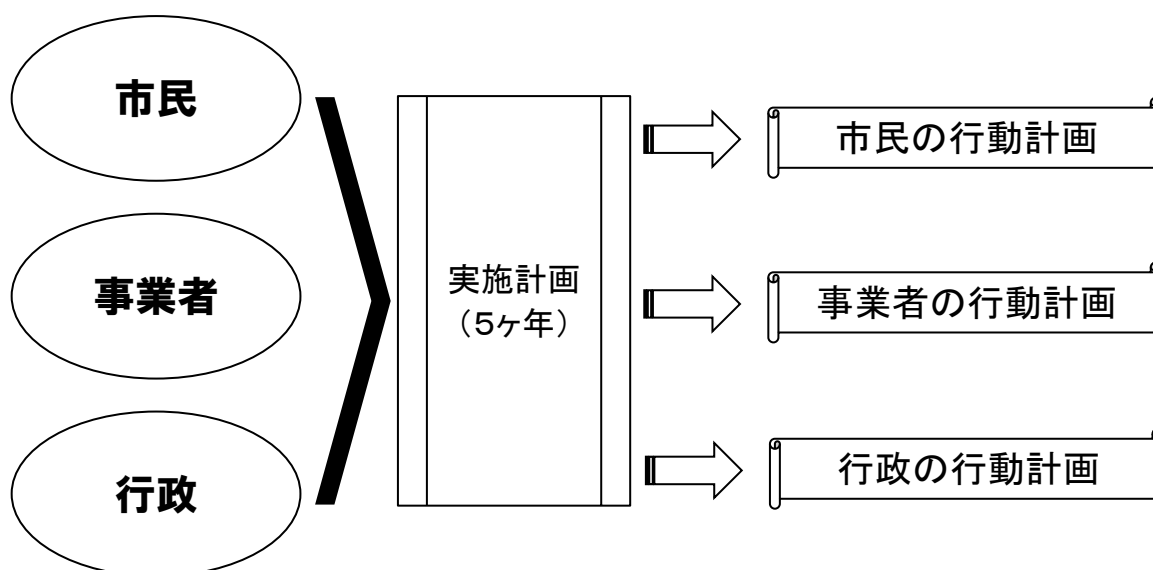
##### 1. 目標の設定方針

富士市ごみ処理基本計画 2015-2024 目標設定方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民にわかりやすいものとする</li> <li>◇ 計算が比較的容易にできる定量的な目標値を定める</li> <li>◇ 他都市や国が一般に公表している数値データと同様のものとし、他都市との比較がしやすいものとする</li> <li>◇ 市民と事業者がそれぞれ取り組むべき課題を示す</li> </ul>

目標の指標
目標指標1：家庭系ごみ1人1日当たり排出量 [g/人日] (資源物除く) $\text{家庭系ごみ量} \div \text{人口} \div 365 \text{ (366) 日}$
目標指標2：資源化率 [%] $\text{資源化量} \div (\text{家庭系ごみ量} + \text{事業系ごみ量})$
目標指標3：1人1日当たり焼却量 [g/人日] $(\text{家庭系可燃ごみ量} + \text{事業系可燃ごみ量}) \div \text{人口} \div 365 \text{ (366) 日}$
目標指標4：事業系ごみ量 [t/年] (資源物除く)

※焼却灰の資源化量、し尿汚泥・下水汚泥、罹災物は目標値計算から除く

【各主体の行動計画を以下の通り策定する】



目標を達成するために

## 2. 目標値

### (1) 全体目標値

目標設定方針を踏まえ、目標値を以下に設定する。

年度		実績値	目標値	
		平成 25 年度 【2013】	平成 31 年度 【2019】	平成 36 年度 【2024】
想定人口	人	258,241	251,960	244,361
家庭系ごみ 1 人 1 日当たり 排出量（資源物除く）	g/人日	509	470	460
資源化率	%	12.3	18.0	19.0
1 人 1 日当たり焼却量 （家庭系＋事業系）	g/人日	713	640	620
事業系ごみ量 （剪定枝除く）	t/年	21,046	16,800	15,800

※平成 31 年度の想定人口は平成 32 年 4 月 1 日の予測値を年度末の人口としている。

※平成 36 年度の想定人口は平成 37 年 4 月 1 日の予測値を年度末の人口としている。

※焼却灰の資源化量、し尿汚泥・下水汚泥、罹災物は目標値計算から除く

#### 【目標値の基本的考え方】

以下の施策について示したごみの削減率を第 2 章第 2 節で予測した結果に対して乗じて計算した。ただし、①の削減分は資源物として回収するため、資源物量は増加させて計算する。

計算した結果に対して、指標値はわかりやすく、区切りの良い数値としている。

[計算結果の詳細は資料編に示す]

①紙類及び衣類・布類の分別徹底により家庭系可燃ごみを平成 31 年度までに 7%削減する。

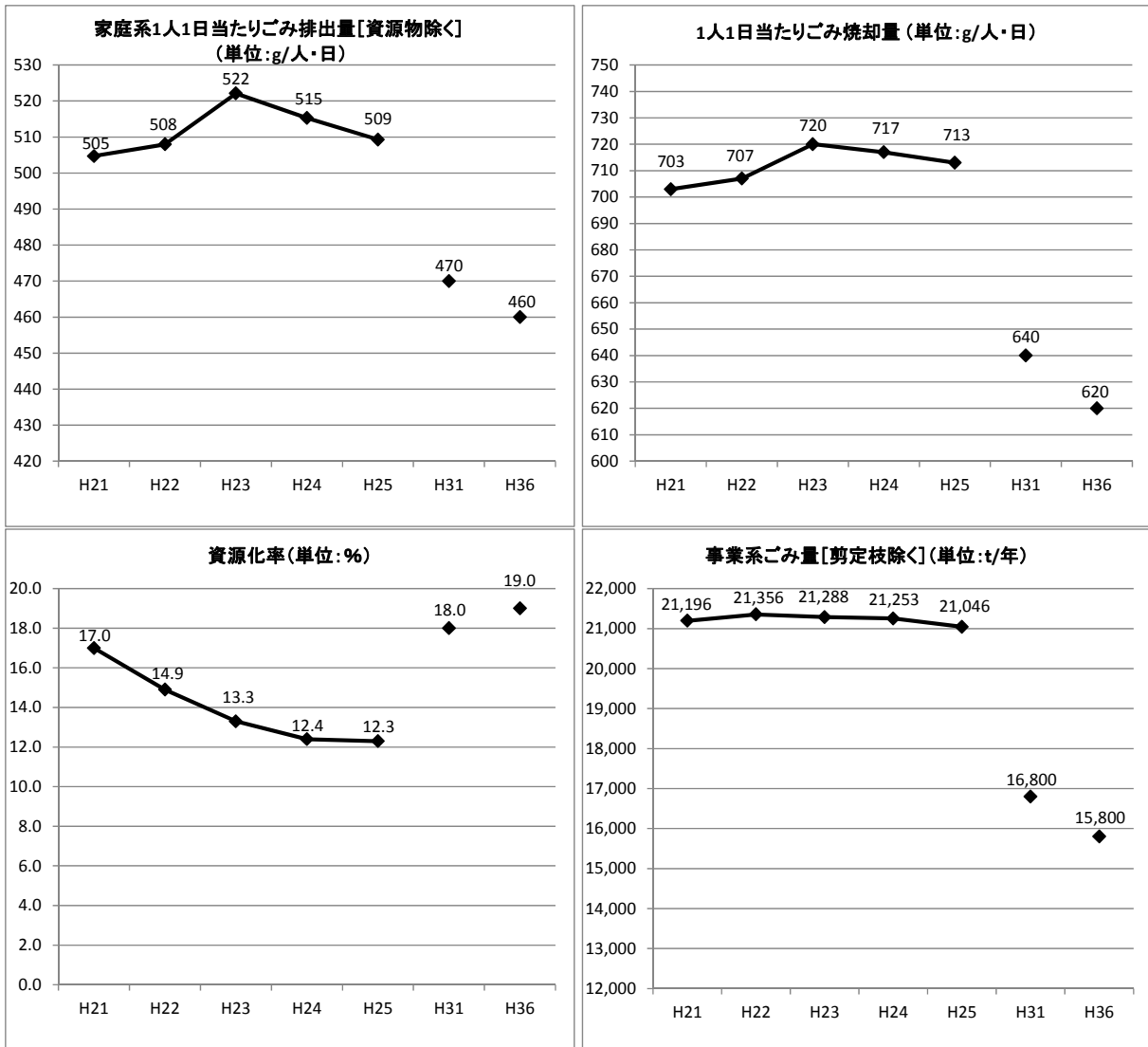
◆その他の紙の指定袋収集と対象物拡大により、家庭系可燃ごみを 4%削減する。

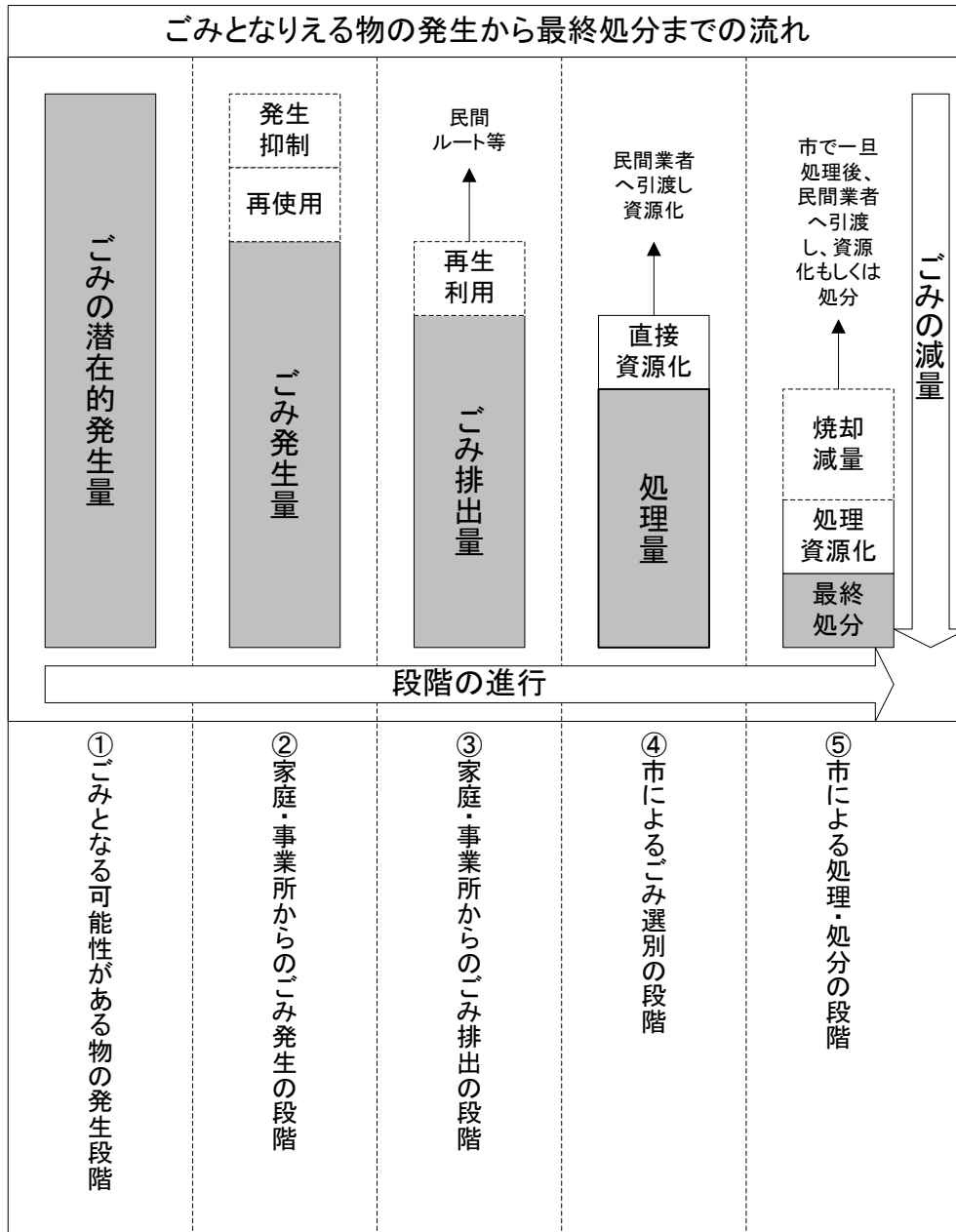
◆衣類・布類のステーション回収開始により、家庭系可燃ごみを 3%削減する。

②事業系ごみ搬入検査強化及び指定袋導入により、事業系可燃ごみ（剪定枝除く）を平成 31 年度までに 20%削減、平成 36 年までに 25%削減する。

③上記①②の施策とその他の減量施策に取り組み、1 人 1 日当たりの焼却量（家庭系＋事業系）を平成 31 年度までに 10%、平成 36 年度までに 13%削減する。

## ごみ量の実績と目標値





**ごみ発生抑制・再生利用・処分等の流れとイメージ**

**【用語の説明】**

潜在的発生量	いっさいのごみ減量努力を怠った場合に発生すると考えられる量。
ごみ発生量	Reduce（リデュース）Reuse（リユース）を行った場合の量。 ・Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。 ・Reuse（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。
ごみ排出量	実際に家庭や事業所から排出されるもの。ただし、民間リサイクルなどにまわり、行政が関与せず、把握できないものは除く。
処理量	行政で受け取った一般廃棄物の処理量。ただし、分別しただけで市から民間業者に引き渡したものは、直接資源化したものとして処理量に含めない。
焼却減量	ごみの焼却により排ガスとなって排出された量。
最終処分	埋立処分された量。埋立ごみのうち資源化できなかったものや焼却灰が該当する。

## (2) 国、静岡県の減量目標設定状況と本市の役割

### ①国の目標

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号）について、平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であるとして、以下のように目標を設定している。

減量指標	目標（平成27年度）
1人1日当たりの排出量	平成19年度比5%減
再生利用率	25%
最終処分量	平成19年度比22%減

### ②静岡県の目標

静岡県では、平成23年3月策定のふじのくに廃棄物減量化計画（第2次静岡県循環型社会形成計画）において、平成20年度比で「1人1日当たりの排出量」と「最終処分量」を減量指標として挙げており、以下の通りの目標値を設定している。

減量指標	平成20年度実績	平成27年度（目標）
1人1日当たりの排出量 （単位：g/人日）	1,049	944 （平成20年度比10%減）
最終処分量 （単位：千t/年）	131	102 （平成20年度比22%減）

### ③国や県の目標値から考える本市の役割

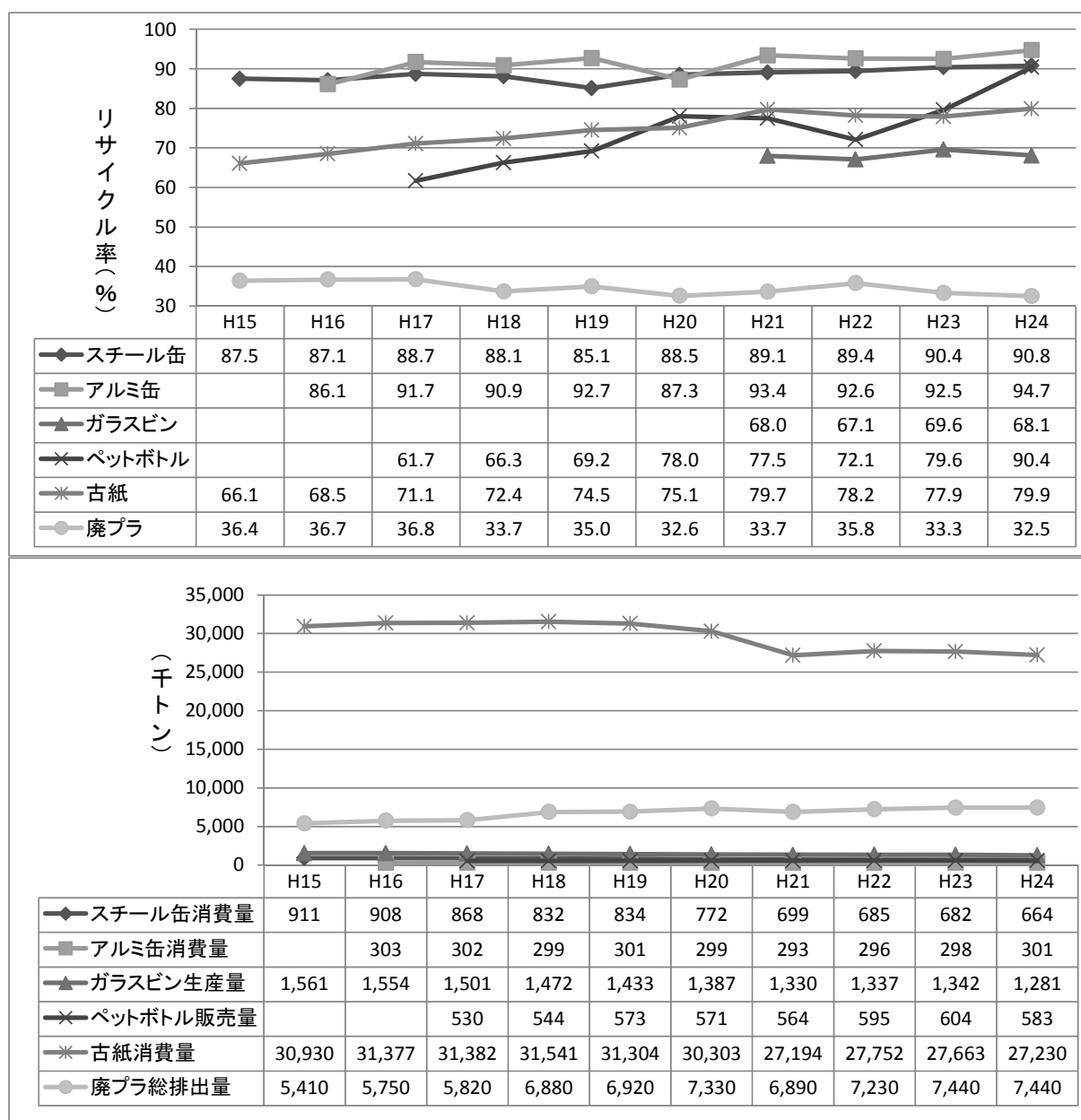
国や県の目標値である「1人1日当たりの排出量」は、静岡県の目標値で10%削減（7年間）と大きく、最終処分量は目標までの年数が異なるものの同じ22%削減を目標にしている。再生利用率は、国が25%としているが、県では設定していない。

これらから本市の状況を考えると、1人1日当たりの排出量は既に835g/人日（汚泥除く）と県の目標値を大きく下回っており、特に問題はない。しかし、国では最終処分量の22%削減を設定する前提として、焼却灰のセメント原料化<sup>※用語集</sup>など、ごみ減量だけでなく、焼却灰のリサイクルを導入することを施策としてたてている。

そのため、市としても国や県と歩調を合わせる立場から考えると焼却灰のリサイクル実施は重要な課題と考えられる。計画中の新環境クリーンセンターでは、焼却灰の資源化を実施する予定としている。

### (3) 資源物の回収量増加について

主要な資源物（スチール缶、アルミ缶、びん類、ペットボトル、古紙、廃プラ）についての国内リサイクルの状況と生産・消費量等の関係を以下に示す。リサイクル率を見ると、スチール缶、アルミ缶、ペットボトルはリサイクル率が90%を超え、その他については近年頭打ちとなっている。生産量・消費量等を見ると微減傾向もしくは頭打ちとなっている。そのため、地域事情を除き資源物の回収量を大幅に増やす素地はあまり残されていない状況となっている。逆に、それ以外の品目または焼却灰のリサイクルのような新たな資源化率向上の方法が必要となっている。



注) スチール缶、アルミ缶、ガラスビン、ペットボトルは年度、古紙、廃プラは年のデータである。

廃プラはサーマルリサイクル分を除いたリサイクル率としている。

データ出典：スチール缶リサイクル協会、アルミ缶リサイクル協会、日本ガラスびん協会、PETボトルリサイクル推進協議会、(一社)プラスチック循環利用協会、(公財)古紙再生促進センター

[2014.7時点ホームページ]

### 3. 市民と事業者の責務

市民及び事業者は、市の定める目標の達成に向けて、ごみ減量等に係る責務を有する。

#### (1) 市民の責務

住民は、廃棄物処理法第2条の3において、「ごみの減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされている。また、住民の意識改革は、ごみ排出抑制及び資源化に対する大きなウェイトを占めており、排出抑制・資源化を推進するには、必要不可欠なものである。そのようなことから、住民にできる排出抑制・資源化方法をまとめると次表のとおりである。

市民の責務		積極 推進
市 民	○消費生活におけるごみ減量方法	
	・使い捨て商品の安易な購入を見直す	○
	・トイレットペーパー等の再生品の積極的な購入	
	・リサイクルしやすい商品の購入	
	・詰め替え商品の積極的な購入	○
	・過剰包装の商品を購入しない、簡易包装の要請	○
	・買い物袋の持参	○
	・長期間利用可能な製品の購入	
	・故障したら修理し、できるだけ長く使う	
	・リサイクルショップ等の利用	
	○資源化によるごみ減量	
	・店頭回収の利用	
	・生ごみ処理機等の積極的な利用	○
	・家庭内でできる有効利用方法の検討	
	・分別収集への協力	○
	○地域での取組への参加	
	・ごみ減量活動への積極的な参加	○
	・フリーマーケットやバザー等の利用	
	○行政施策への協力・参加	
	・行政が主催する企画への参加	
・行政施策の理解と協力	○	
・市民同士の情報交換		

※右欄：「積極推進：市が積極的に推進していくもの」



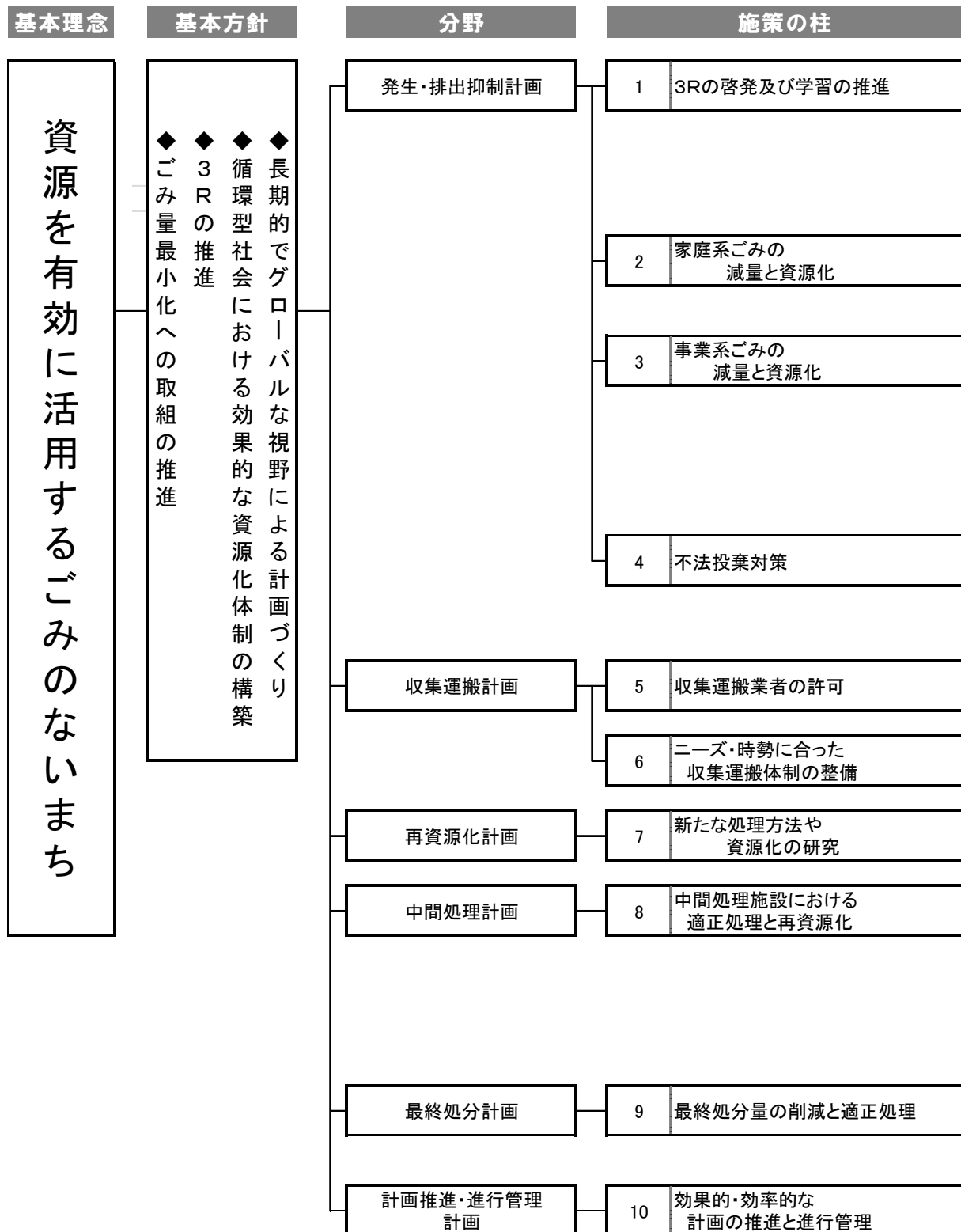
## (2) 事業者の責務

事業者は、廃棄物処理法第3条2～3項に「事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされている。事業者の排出抑制・資源化方法をまとめると次表のとおりである。

事業者の責務		積極 推進
事 業 者	○ごみ減量の工夫	
	・廃棄物のでにくい商品企画設計 (インバース・マニファクチャリング)	
	・使用済み商品の再使用及び再生利用 (クローズド・ループ・システム) (ゼロ・エミッション)	
	・従業員の意識改革を図る(事業所のルールづくり)	
	○生ごみの堆肥化実施	○
	○長期間利用可能な製品の購入	
	○紙等の有効利用を図る	○
	○事業所内の資源物の資源化回収ルートを確認し、分別の徹底を図る	○
	○紙類やトイレットペーパー等再生品の積極的な利用を図る	
	○再生利用可能な製品の開発・材質表示	
	○再生利用可能な梱包材の使用	
	○再生品の生産・販売の拡大、技術開発(コスト低減等)	
	○長期間使用可能な製品の開発、アフターケアの体制づくり	
	○過剰包装の自粛・簡易包装の推進	○
	○資源回収方法や回収ルートの確立	
	○買い物袋の持参に対するサービス体制づくり	
	○店頭回収の実施	
	○リサイクル可能な商品の販売や詰め替え商品の積極的な販売	
	○小型家電リサイクル法 <sup>※用語集</sup> に伴う家電製品の受入及び処理体制の確立	
	○分別収集への協力	○
○行政施策への協力	○	

※右欄：「積極推進：市が積極的に推進していくもの」

第2節 計画の体系



基本理念、基本方針及び施策の柱

施策の柱		施策の詳細
1	3Rの啓発及び学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域を軸とした減量啓発・指導</li> <li>② さまざまなメディア・ツールの活用</li> <li>③ 教育機関との連携</li> <li>④ 市民団体との連携・活動支援</li> <li>⑤ 各種団体、他の行政機関との連携</li> <li>⑥ 各種イベントによる啓発</li> <li>⑦ 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施</li> </ul>
2	家庭系ごみの減量と資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 資源物の分別徹底</li> <li>② 生ごみの減量と自家処理の推進</li> <li>③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備</li> <li>④ ごみ処理有料化の検討</li> </ul>
3	事業系ごみの減量と資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定袋の導入</li> <li>② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導</li> <li>③ 焼却施設での搬入検査強化</li> <li>④ 生ごみ資源化の推進</li> <li>⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施</li> <li>⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設</li> <li>⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施</li> <li>⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し</li> </ul>
4	不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 不法投棄監視の強化</li> <li>② 関係機関や隣接市町との連携強化</li> <li>③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進</li> <li>④ 不法投棄廃棄物の処理</li> </ul>
5	収集運搬業者の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 収集運搬業のあり方</li> <li>② 収集運搬業の新規許可の方向性</li> </ul>
6	ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 効率的な収集運搬体制の検討・整備</li> <li>② 超高齢社会に対応した収集体制の検討</li> </ul>
7	新たな処理方法や資源化の研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たな処理方法や資源化の研究</li> </ul>
8	中間処理施設における適正処理と再資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境負荷を抑えた処理施設の運転</li> <li>② 新たな中間処理施設の整備・運転</li> <li>③ 剪定枝資源化の継続実施</li> <li>④ 災害廃棄物の処理</li> <li>⑤ 他の自治体との連携</li> <li>⑥ 適正処理困難物の取扱</li> <li>⑦ 中間処理業に関する許可</li> </ul>
9	最終処分量の削減と適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 焼却灰の資源化の検討・実施</li> <li>② 富士環境保全公社への処理委託</li> <li>③ 次期最終処分場の検討・整備</li> </ul>
10	効果的・効率的な計画の推進と進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理</li> <li>② 市民が参画する計画推進</li> <li>③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備</li> <li>④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討</li> </ul>

施策の柱と施策の詳細

### 第3節 個別計画

#### 1. 発生・排出抑制計画

§1	3Rの啓発及び学習の推進
①	地域を軸とした減量啓発・指導 地域を軸としたごみ減量推進体制を整え、地域ぐるみでごみ減量に取り組むことができる環境を整備する。
②	さまざまなメディア・ツールの活用 さまざまなメディアや時代に合ったツールを活用し、ごみ減量の啓発やごみ処理施策の広報を行う。
③	教育機関との連携 小学校・中学校等の教育機関と連携をとり、ごみ減量に関する出前講座などを開催し、ごみや環境に対する意識の醸成を図る。
④	市民団体との連携・活動支援 環境啓発などを行う市民団体と連携をとり、効果的な啓発や学習活動を実施するとともに、活動を支援する。
⑤	各種団体、他の行政機関との連携 事業所の団体や他の自治体と連携した効果的な啓発・学習事業を実施する。
⑥	各種イベントによる啓発 各種イベントへの出展などを継続的に実施し、効果的なごみ減量啓発を実施する。
⑦	啓発・学習拠点の整備と効果的・効率的な運営方法の検討・実施 啓発・学習活動を常時実施できる拠点を整備し、効果的・効率的な運営方法を検討・実施する。

## §2 家庭系ごみの減量と資源化

### ① 資源物の分別徹底

#### 【古紙】

再生不適物として可燃ごみにしている感熱紙やシール、アルミ加工紙などをその他の紙として収集することにより、可燃ごみの減量を図る。また、指定袋による排出を可能とし、分別の徹底を図る。

#### 【衣類・布類】

拠点回収を実施している衣類・布類について、指定袋による月 1 回のステーション回収を並行して実施し、収集量増加と可燃ごみへの混入率低下を図る。また、布団類を回収対象に加える。

#### 【プラスチック製容器包装】

住民説明会や各種啓発メディアを通じて分別徹底を呼びかける。

### ② 生ごみの減量と自家処理の推進

生ごみの水切りやエコクッキングの推進などによる生ごみの減量、ダンボールコンポストや生ごみ処理機器などによる生ごみの自家処理推進などにより、可燃ごみの 4 割を占める生ごみの減量と資源化を図る。

### ③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備

不用品リユース・リサイクル拠点について検討・整備し、家具などの耐久消費財の再利用を促進してごみ減量を図るとともに、市民の「もったいない」意識を醸成する。

### ④ ごみ処理有料化の検討

可燃ごみ減量施策の成果を注視し、ごみ減量効果が十分でないときは、ごみ処理有料化を検討・実施する。

### §3 事業系ごみの減量と資源化

- ① 指定袋の導入  
排出事業所の責任明確化と分別徹底、他自治体のごみの搬入防止を図るため、指定袋を導入する。
- ② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導  
許可業者が搬入するごみの中には再生可能な紙類や廃プラスチック（産業廃棄物<sup>※用語集</sup>）が混入しているため、分別の徹底を啓発・指導する。
- ③ 焼却施設への搬入検査強化  
許可業者がルールを守り適正にごみを搬入しているかを厳正にチェックするため、搬入検査体制を強化する。
- ④ 生ごみ資源化の推進  
スーパーや飲食店など生ごみが多量に排出される事業所に対し、大型生ごみ処理機の導入を促進する。また、民間事業者による生ごみ資源化施設の活用など、事業系生ごみのリサイクルルートの研究を行う。
- ⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施  
事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱に基づき、対象事業所への訪問指導等を実施し、ごみ減量を図る。
- ⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設  
少量排出事業所が適正に処理費用を負担するごみの排出制度を創設し、公平な費用負担を図る。
- ⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施  
生ごみ等の可燃ごみが多い飲食店などを中心にスマートショップ認定を進め、継続的なごみ減量指導を実施する。
- ⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し  
税制改正時やごみ減量施策の効果が見られないときは、ごみ処理料金の見直しを検討する。

**§4****不法投棄対策****① 不法投棄監視の強化**

職員による不法投棄監視パトロールのほか、各地区から選出され市の委嘱を受けた不法投棄監視パトロール隊と協力し、山間部や河川敷、海岸等の不法投棄の未然防止を図る。

**② 関係機関や隣接市町との連携強化**

不法投棄対策では、警察や県と連携し、情報の共有に努めるほか、隣接する自治体と連携し、不法投棄の監視及び防止対策の強化を図る。

**③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進**

自己所有地及び管理地に不法投棄されないように、不法投棄禁止の看板を配布するほか、清潔の保持を呼びかけ、柵の設置など防止対策の実施を促す。

**④ 不法投棄廃棄物の処理**

不法投棄がされた場合、投棄者に適正処理を指導する。投棄者が判明しない場合には、その土地の所有者・管理者に処理責任が及ぶため、所有者・管理者に適正処理を指導する。

## 2. 収集運搬計画

§ 5	収集運搬業者の許可
①	収集運搬業のあり方 事業系一般廃棄物収集運搬については、一般廃棄物収集運搬許可業者が担うことを原則とする。
②	収集運搬業の新規許可の方向性 事業系一般廃棄物の発生量の増加が見込まれず、現在の収集運搬業者の能力を上回る見込みがないことから、新たな許可は行わないこととする。ただし、リサイクルの促進など循環型社会形成の観点から必要と認めた場合は、この限りではない。

§ 6	ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備
①	効率的な収集運搬体制の検討・整備 直営収集の段階的な民間委託への切り替え、家庭系ごみ直接持ち込み数の抑制、集積所数や収集ルートの見直しなど、効率的な収集体制を検討・整備する。
②	超高齢社会に対応した収集体制の検討 高齢社会の進展によるごみ排出困難世帯の増加に対応できる収集運搬体制を検討・実施する。

## 3. 再資源化計画

§ 7	新たなごみ処理方法や資源化の研究
①	新たな処理方法や資源化の研究 技術の進展や新たな需要の発生により可能となるごみの資源化を研究し、費用対効果を考慮しながら実施を検討する。



#### 4. 中間処理計画

§ 8	中間処理施設における適正処理と再資源化
①	環境負荷を抑えた処理施設の運転 現施設は竣工から 28 年が経過しているが、規制値をクリアした適正な運転管理を行う。
②	新たな中間処理施設の整備・運転 循環型社会の形成に資するよう、廃棄物の適正処理と再資源化のための新中間処理施設を「新環境クリーンセンター施設整備基本計画（平成 25 年 1 月策定）」の基本理念に基づき整備・運転する。
③	剪定枝資源化の継続実施 平成 12 年からモデル事業として実施している剪定枝の資源化については、可燃ごみの減量や資源化促進のため、新施設でも継続して実施する。
④	災害廃棄物 <sup>※用語集</sup> の処理 台風、洪水、地震等災害時のごみ処理について必要な処理体制、処理方法などの計画を策定する。
⑤	他の自治体との連携 資源の循環利用、大規模災害時の対応など、本市だけでは解決できない問題については、近隣市町のほか、国及び県とも連携して取組を検討する。
⑥	適正処理困難物の取扱 国の指定する適正処理困難物、各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品、及び本市処理施設では処理が困難な物については受け入れない。
⑦	中間処理業に関する許可 一般廃棄物の中間処理業に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の処理施設の処理能力を上回る見込みがないことから、新たな許可は行わないものとする。ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が再利用・再生利用されることが確実であると本市が認める場合については、必要に応じて検討する。

## 5. 最終処分計画

§ 9	最終処分量の削減と適正処理
①	焼却灰の資源化の検討・実施 最終処分量を抑えるため、焼却灰の資源化（セメント原料化、焼成処理による路盤材化等）を検討・実施する。
②	富士環境保全公社への処理委託 最終処分が必要な廃棄物は、(株) 富士環境保全公社への処理委託を継続し適正に処分する。
③	次期最終処分場の検討・整備 次期最終処分場は(株) 富士環境保全公社が整備する。整備に当たっては、(株) 富士環境保全公社と市及び関係者が協議・検討する。

## 6. 計画推進・進行管理計画

§ 10	効果的・効率的な計画の推進と進行管理
①	廃棄物減量化等推進審議会による進行管理 学識経験者や各種団体の代表、市民公募委員などで構成する廃棄物減量化等推進審議会によるチェックを行う。
②	市民が参画する計画推進 計画を推進する具体的施策の実施に当たり、世論調査や懇話会の実施など、市民参画を実現する。
③	条例・規則・要綱等の見直しと整備 計画を推進するに当たり、必要な例規の見直しや整備を行う。
④	計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討 効果的・効率的な計画推進を実施できる組織体制を検討する。

## 第4節 スケジュール

	施策の詳細	年度										
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
3Rの啓発 の推進及び	① 地域を軸とした減量啓発・指導											→
	② さまざまなメディア・ツールの活用											→
	③ 教育機関との連携											→
	④ 市民団体との連携・活動支援											→
	⑤ 各種団体、他の行政機関との連携											→
	⑥ 各種イベントによる啓発											→
	⑦ 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家庭系 資源 ごみ の	① 資源物の分別徹底											→
	② 生ごみの減量と自家処理の推進											→
	③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	→
	④ ごみ処理有料化の検討	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	→
事業系 資源 ごみ の	① 指定袋の導入											→
	② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導											→
	③ 焼却施設での搬入検査強化											→
	④ 生ごみ資源化の推進											→
	⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施											→
	⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設											→
	⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施											→
	⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し					-	-	-	-	-	-	-
不法 投棄 対策	① 不法投棄監視の強化											→
	② 関係機関や隣接市町との連携強化											→
	③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進											→
	④ 不法投棄廃棄物の処理											→
許可	① 収集運搬業のあり方											→
	② 収集運搬業の新規許可の方向性											→
収集 体制	① 効率的な収集運搬体制の検討・整備											→
	② 超高齢社会に対応した収集体制の検討											→
資源化	① 新たな処理方法や資源化の研究											→
中間 処理	① 環境負荷を抑えた処理施設の運転											→
	② 新たな中間処理施設の整備・運転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	→
	③ 剪定枝資源化の継続実施											→
	④ 災害廃棄物の処理											→
	⑤ 他の自治体との連携											→
	⑥ 適正処理困難物の取扱											→
	⑦ 中間処理業に関する許可											→
処 最 分 終	① 焼却灰の資源化の検討・実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	→
	② 富士環境保全公社への処理委託											→
	③ 次期最終処分場の検討・整備											→
進 計 行 画 管 推 理 進	① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理											→
	② 市民が参画する計画推進											→
	③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備											→
	④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討											→

※スケジュールに未確定な要素があるものについては破線で示す。